

第3期 田原本町

# 子ども・子育て 支援事業計画

令和7年3月  
田原本町





## はじめに



わが国では、「深刻な少子化」、「コロナ禍で加速した児童虐待やいじめ問題」、「貧困問題」、「日本の子どもの低い幸福度」、「親の子育て負担の増加」を背景として、こども関連の政策の調整を行うとともに、窓口の一本化によりスムーズで総合的に施策を推し進める司令塔としての役割を担うべく、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設されました。

同時に施行された「こども基本法」では、今後のこども政策についての基本理念として、こどもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標として、こどもまんなか社会を目指しています。

本町では、令和2年3月に「第2期田原本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策として、令和4年度に認可保育所の整備や、保育士確保対策事業等を実施してきました。令和6年度には、田原本駅前の再開発ビル「トモルテたわらもと」2階に、こどもはぐくみ・交流センターを開所し、センター内に週7日開所する地域子育て支援拠点事業を開始しました。また、同フロアに小規模保育所を整備し、そこでは土日祝祭日も利用していただける一時預かり事業も実施するなど、子育て支援施設の拡大を行ってまいりました。

今年度に第2期計画の計画期間が満了を迎えるにあたり、後継の計画として「第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。「幸せを感じられる田原本」に向けて、住民の皆様とともにまちづくりを進めていきたいと考えております。特に、次世代を担う子どもたちの成長と子育てを支援することは、私たちのまちづくりの重要な柱であると考えていることから、子育て環境の充実を図り、若い世代が安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるような取り組みを進めています。

今後は、「人が繋がり居場所と出番のあるまち田原本」として、子どもたちが安心して成長できる「居場所」と、親子がともに学び、成長する「出番」を提供し、住民の皆様にとっての「居場所と出番」を創出し、子どもたちの笑顔があふれるまちづくりを進めてまいります。

それとともに、子育て支援を持続可能にするために、住民の皆様とともに行財政改革を進め、地域全体で子育てを支える仕組みを構築し、住民の皆様がまちづくりを「自分ごと」としてとらえ、未来に責任を持つまちづくりを実現してまいります。

これらの取り組みを通じて、田原本町は住民の皆様の幸福度の向上を目指し、子どもたちが健やかに育つ環境を整えてまいります。皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和7年3月

田原本町長 高江 啓史



# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
<b>第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 人口・世帯・人口動態等.....	9
2 女性の労働力率.....	14
3 母子保健の状況.....	15
4 特別な配慮を必要とする子どもの状況.....	16
5 教育・保育施設の状況.....	18
<b>第3章 子ども・子育て支援の状況</b> .....	<b>21</b>
1 子ども・子育て支援に関する調査の概要.....	23
2 就学前児童調査結果のポイント.....	24
3 生活状況アンケート(保護者)結果のポイント.....	32
4 生活状況アンケート(児童及び生徒)結果のポイント.....	41
5 関係団体・事業所ヒアリング結果のポイント.....	43
6 第2期計画の事業実績.....	45
7 子ども・子育て支援事業計画及び母子保健計画の取組状況.....	57
8 子ども・子育てを取り巻く課題.....	64
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>65</b>
1 基本理念.....	67
2 基本的な視点.....	67
3 基本目標.....	68
4 施策の体系.....	69

<b>第5章 施策の展開</b> .....	<b>71</b>
基本目標1 親子の健康の確保及び増進.....	73
基本目標2 地域と家庭の子育て力強化.....	76
基本目標3 健やかな成長を支える環境整備.....	80
基本目標4 教育・保育と子育て支援の充実.....	84
<b>第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制</b> .....	<b>89</b>
1 子どもの人口推計.....	91
2 教育・保育提供区域.....	92
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	93
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	96
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	105
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	105
<b>第7章 計画の推進体制</b> .....	<b>107</b>
1 庁内体制の整備.....	109
2 計画の進行管理.....	109
3 住民・地域との協働による推進.....	109
4 計画の内容と実施状況の公表.....	109
5 進捗評価の仕組み.....	110
<b>資料編</b> .....	<b>111</b>

# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

全国的に人口減少が進む中、令和4年(2022年)には統計開始以来、初めて国内の出生数が80万人を下回り77万人となりました。さらに、令和5年(2023年)には合計特殊出生率が過去最低の1.20にまで低下し、人口の増減がなく一定となる人口置換水準の2.07を大きく下回る結果となっています。これにより、人口減少の歯止めがかからない状況が続いており、本町でも人口減少が進んでいます。

これまで、田原本町では、平成17年4月から前期5年間、後期5年間の「次世代育成支援行動計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、本町の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行され、子ども・子育て支援事業計画は第1期と第2期の10年間が経過しました。本町では、すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきました。

子ども・子育て新制度が開始された平成27年度以降、平成28年には子ども・子育て支援法の改正とともに児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われました。令和元年6月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童のしつけでの体罰が禁止されました。さらに、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足(M字カーブの解消)、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

「第三期子ども・子育て支援事業計画」は、これらの子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や子どもの貧困対策などすべての子どもと子育て家庭への支援の充実などを推進すべく、令和7年4月から5年間の本町の子ども・子育て支援の取組について定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

「田原本町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和 17 年3月 31 日までに再延長されたことから、同法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられるとともに、「成育医療等基本方針」に基づく「市町村母子保健計画」を包含した計画とします。

さらに、本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や奈良県子どもまんなか未来戦略とともに、関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

### 【子ども・子育て支援法(抜粋)】

#### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

#### (市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

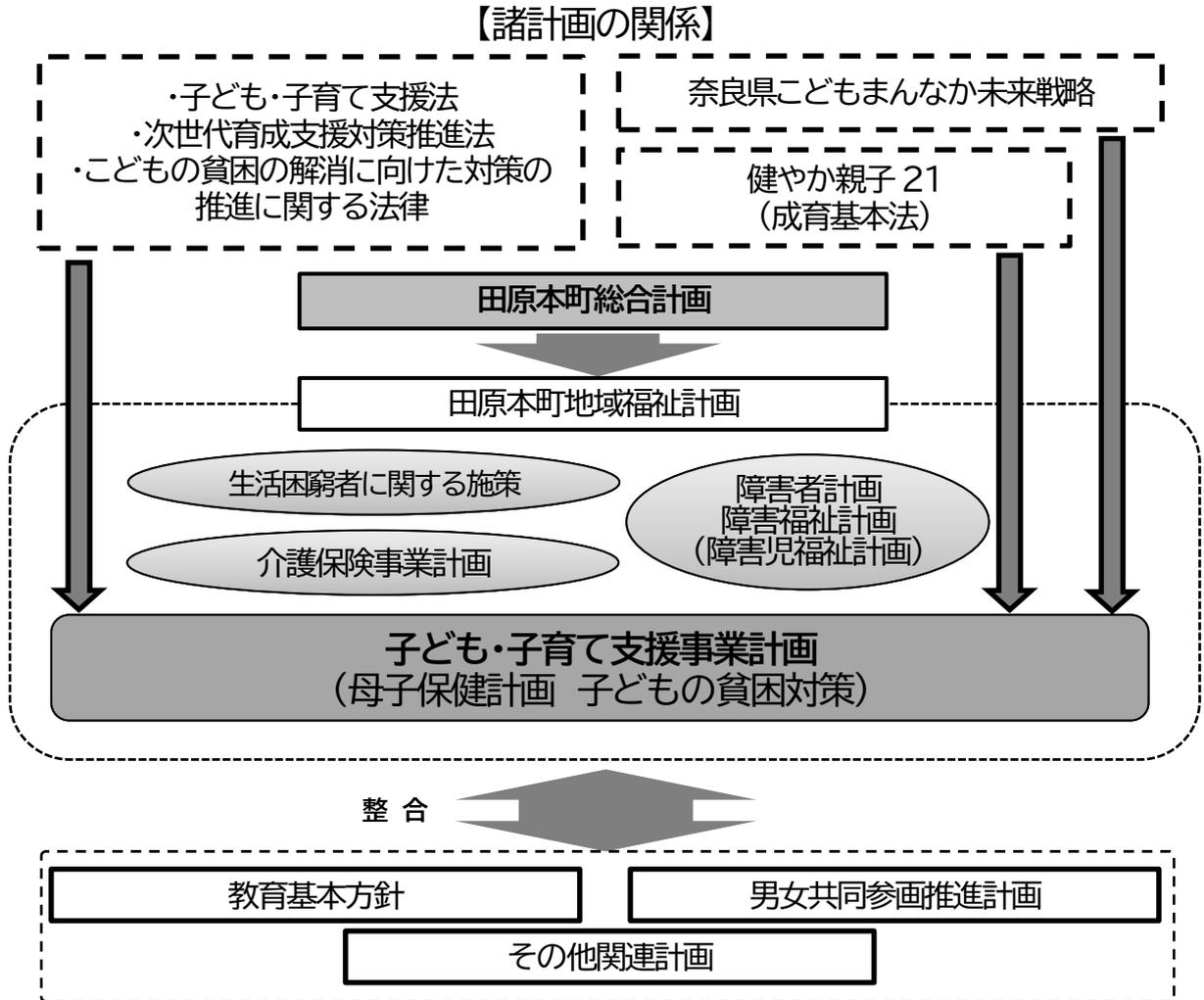
### 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)】

#### (都道府県計画等)

第 10 条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

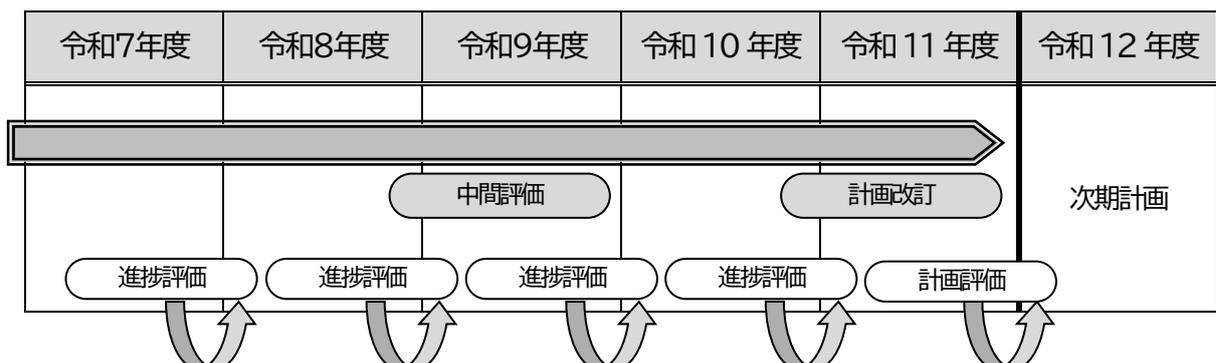
2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

上位計画である「田原本町総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。



### 3 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

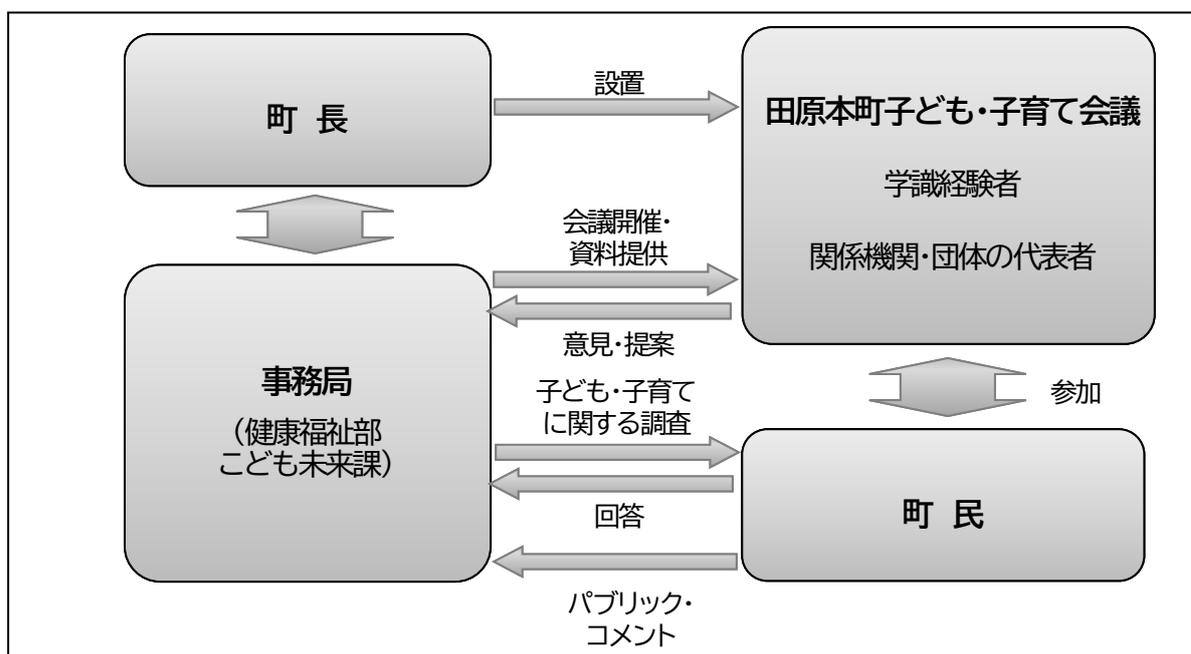


## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「田原本町子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた町民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

計画の素案がまとまった段階で、町民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

### ■計画の策定体制



## 第2章 子ども・子育て支援を取り巻く状況

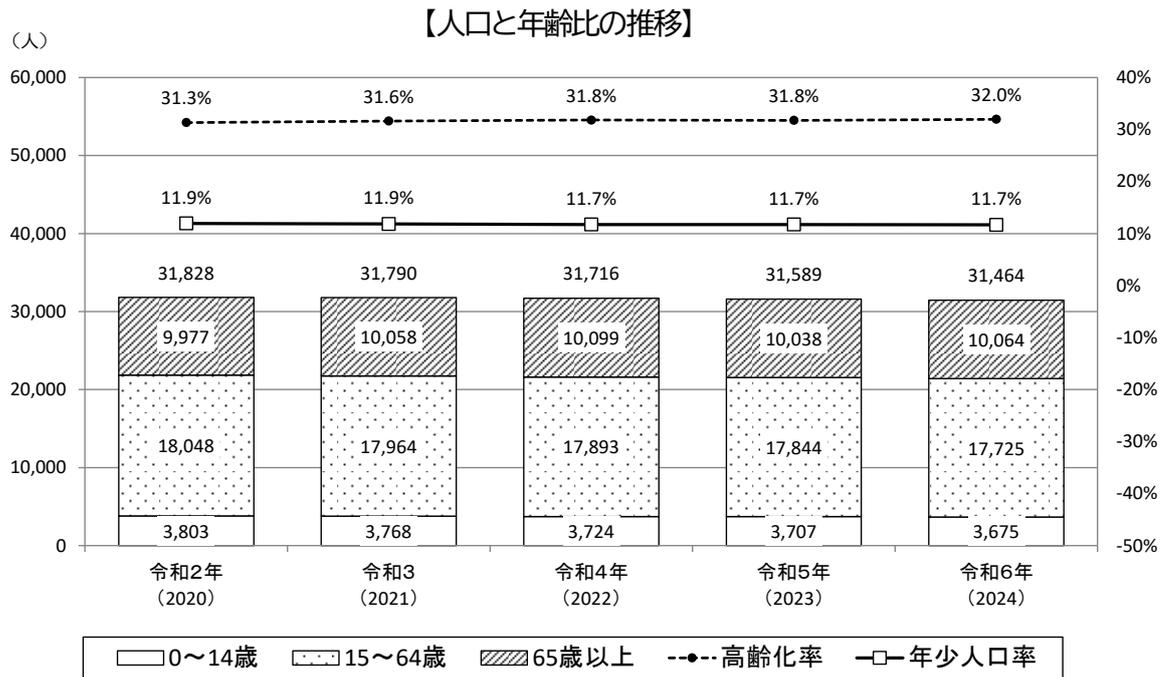


# 1 人口・世帯・人口動態等

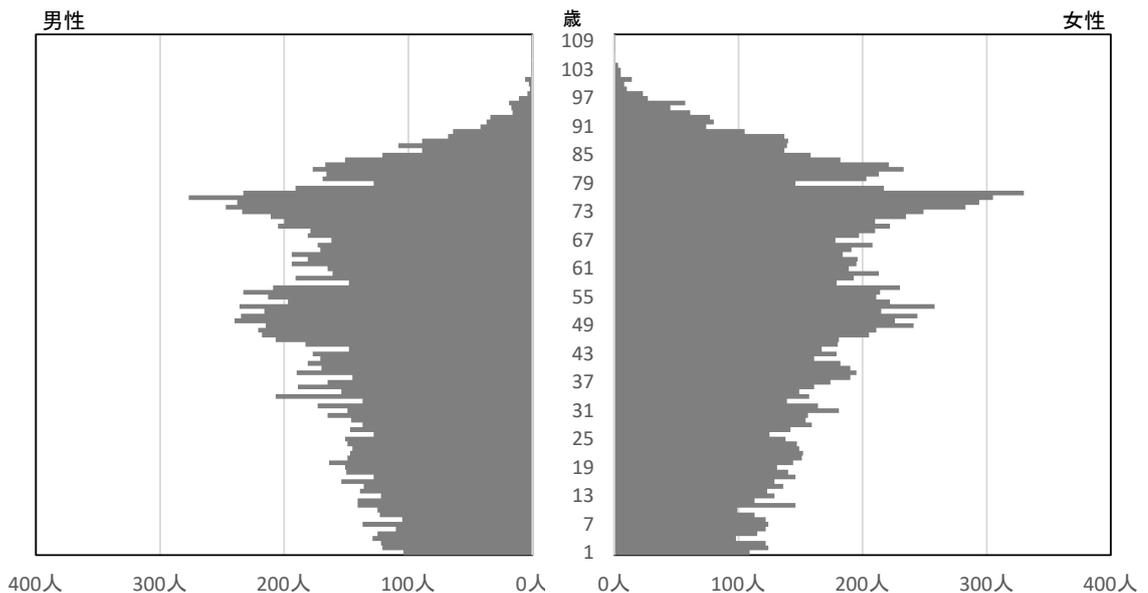
## (1)人口の推移

田原本町の人口は、平成17年まで増加傾向にありましたが、それ以降、減少傾向にあります。令和2年から6年にかけての年齢別の比率の推移をみると、15歳未満の年少人口比率はほぼ横ばいで推移しており、高齢化率はやや増加傾向にあります。

また、男女各歳別人口(人口ピラミッド)をみると、団塊の世代を含む73~77歳が多くなっており、つぼ型となっています。



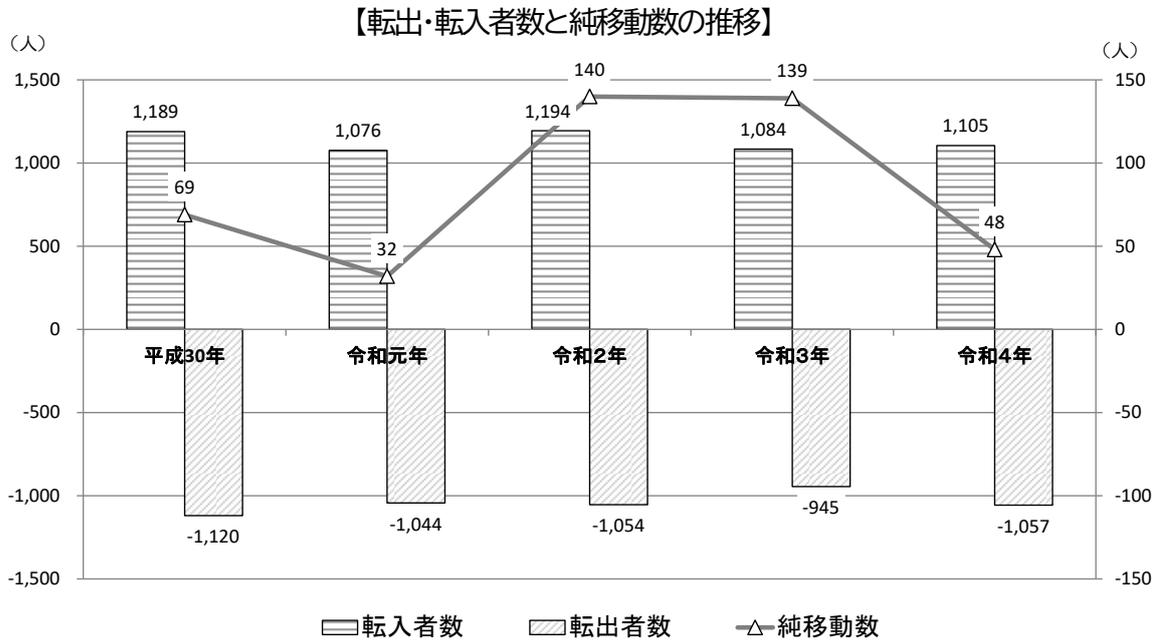
**【人口ピラミッド(令和6年)】**



資料:住民基本台帳 各年4月1日

## (2) 転出・転入の状況

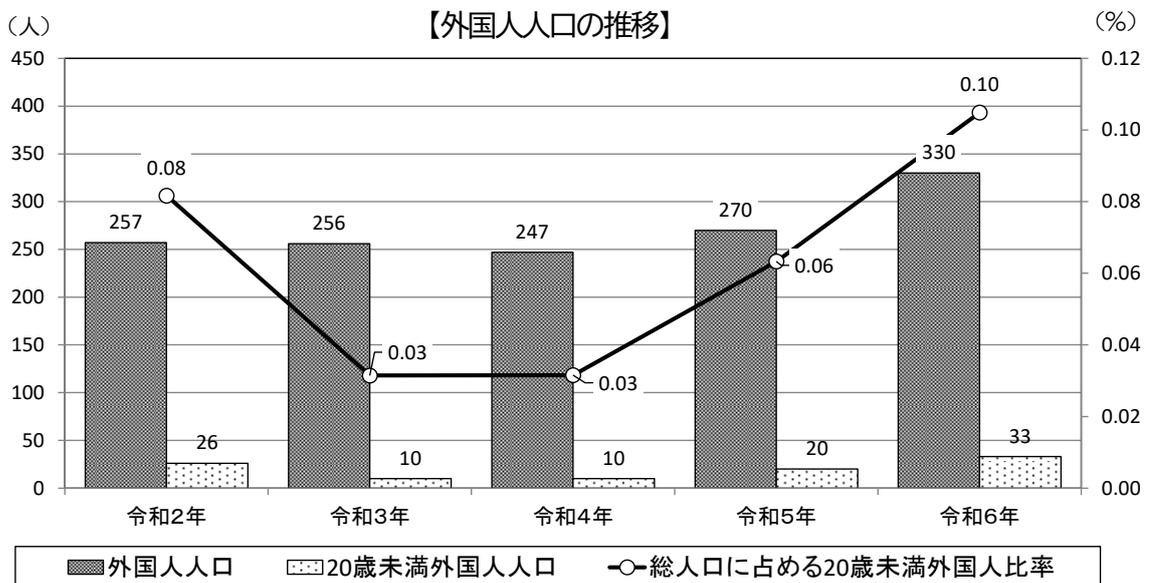
田原本町の転出・転入の状況を見ると、転入者数・転出者数ともに増減を繰り返して推移していますが、一貫して転入者数が転出者数を上回っており、純移動数（転入者数－転出者数）がプラスとなっています。



## (3) 外国人人口の推移

外国人人口についてみてみると、外国人人口は令和4年に減少していましたが、令和5年から増加しており令和6年は330人となっています。

20歳未満外国人人口は令和3年と令和4年は10人に減少していましたが、令和5年から増加し、令和6年は33人、総人口に占める20歳未満外国人人口比率は0.10%となっています。

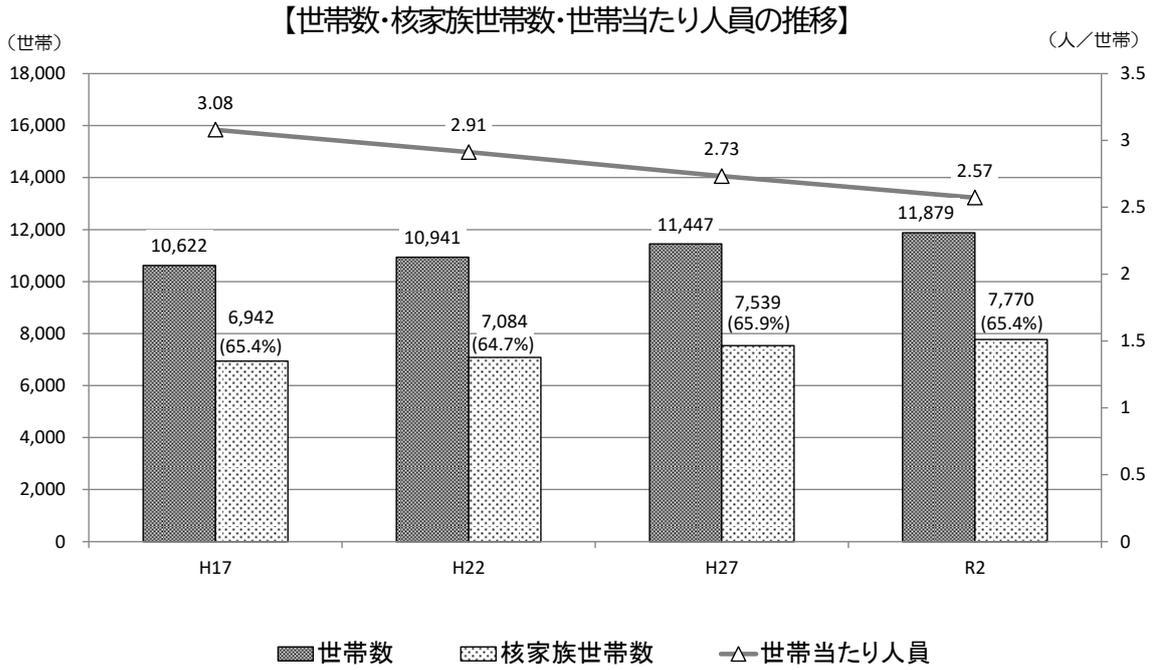


### (4)世帯の状況

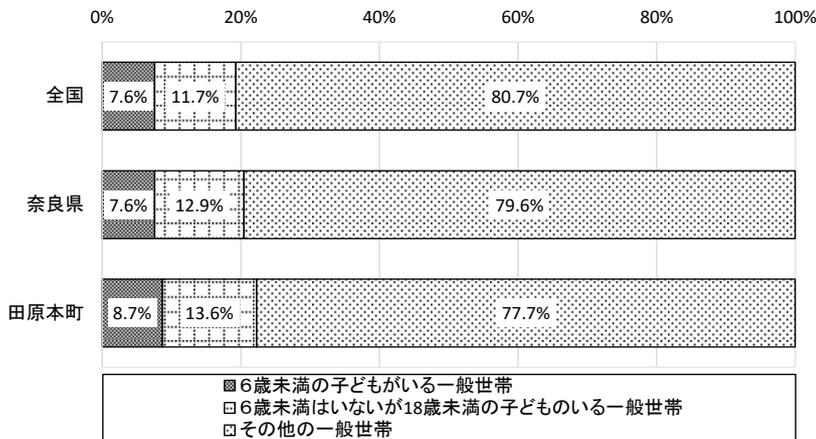
平成 17 年以降、田原本町の人口は減少していますが、世帯数は平成 17 年以降一貫して増加しています。それにより、世帯あたり人員も減少が続いています。

世帯数の増加に合わせて核家族世帯も増加していますが、平成 17 年と令和 2 年と比較すると、核家族世帯が占める割合はほぼ横ばいで推移しています。

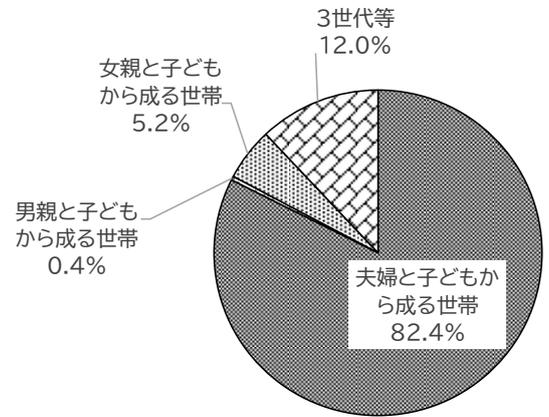
6歳未満のいる世帯についてみると、全国や奈良県と比較して割合としては高くなっています。また、6歳未満のいる世帯の世帯構造は、夫婦と子どもから成る世帯が多くを占めており、3世帯等は 12.0%となっています。



**【6歳未満・18歳未満のいる世帯比率】**



**【6歳未満のいる世帯の世帯構造】**



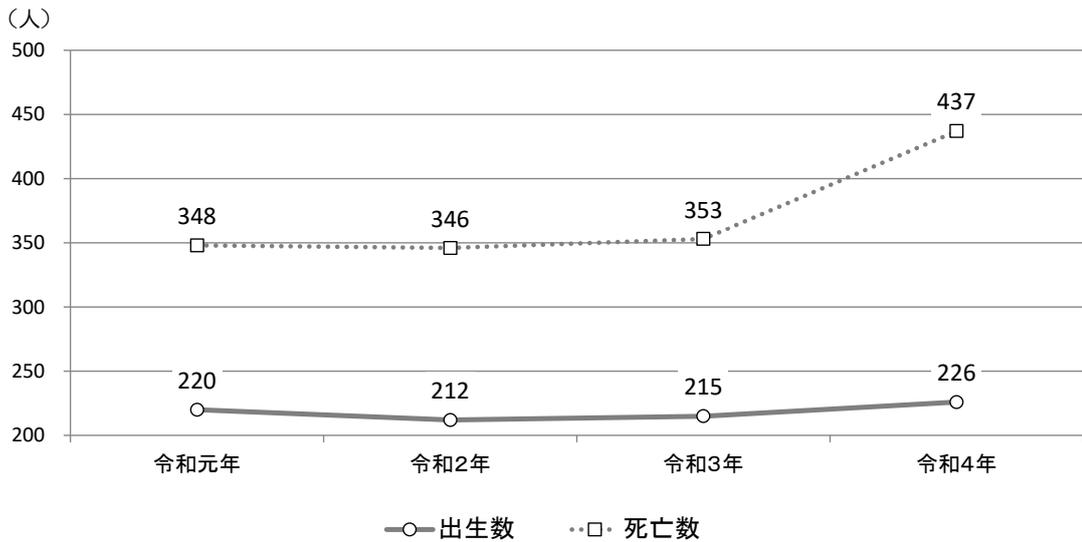
資料:国勢調査(令和2年)

## (5)出生・婚姻の状況

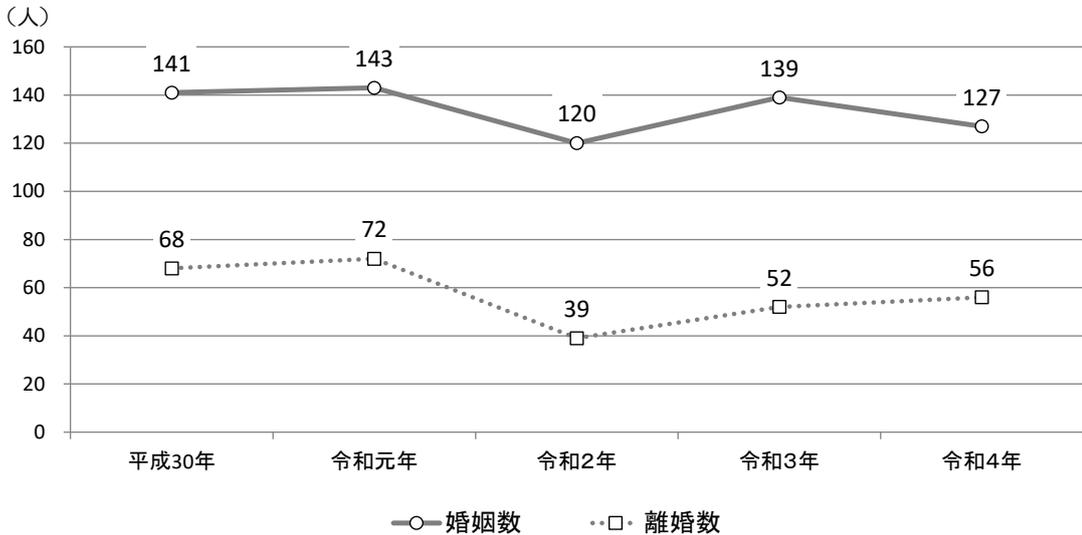
田原本町の出生数は令和2年以降やや増加傾向で推移しています。死亡数は令和3年まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年に増加しています。

また、婚姻数と離婚数についてみると、どちらも増減を繰り返して推移しています。

【出生・死亡数の推移】



【婚姻・離婚数の推移】

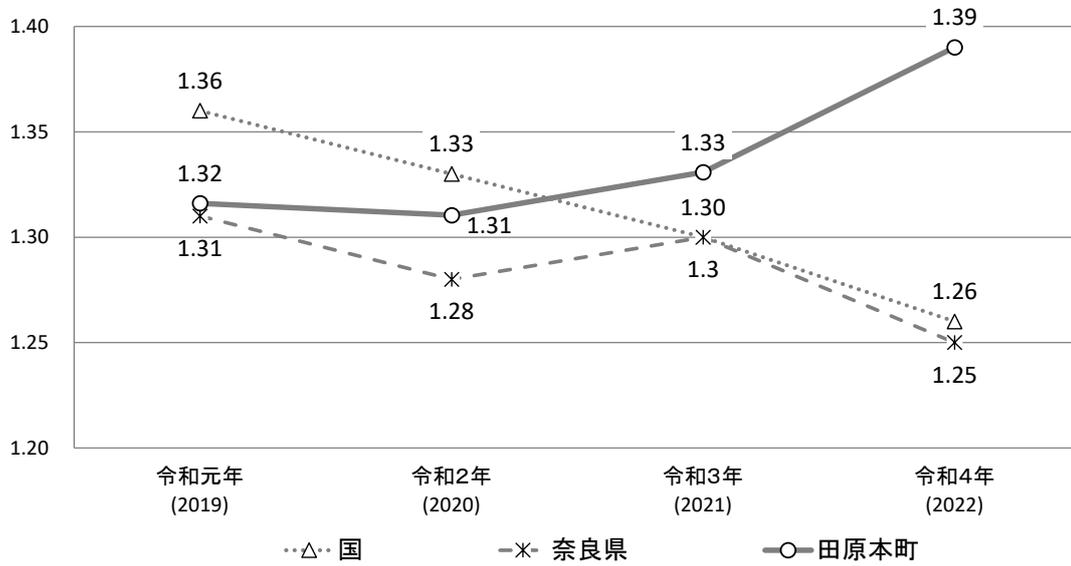


資料: 奈良県人口動態統計

## (6)合計特殊出生率

合計特殊出生率についてしてみると、国、県ともに減少していますが、田原本町は令和2年以降、増加傾向にあり、令和4年では1.39となっています。

【合計特殊出生率の推移】

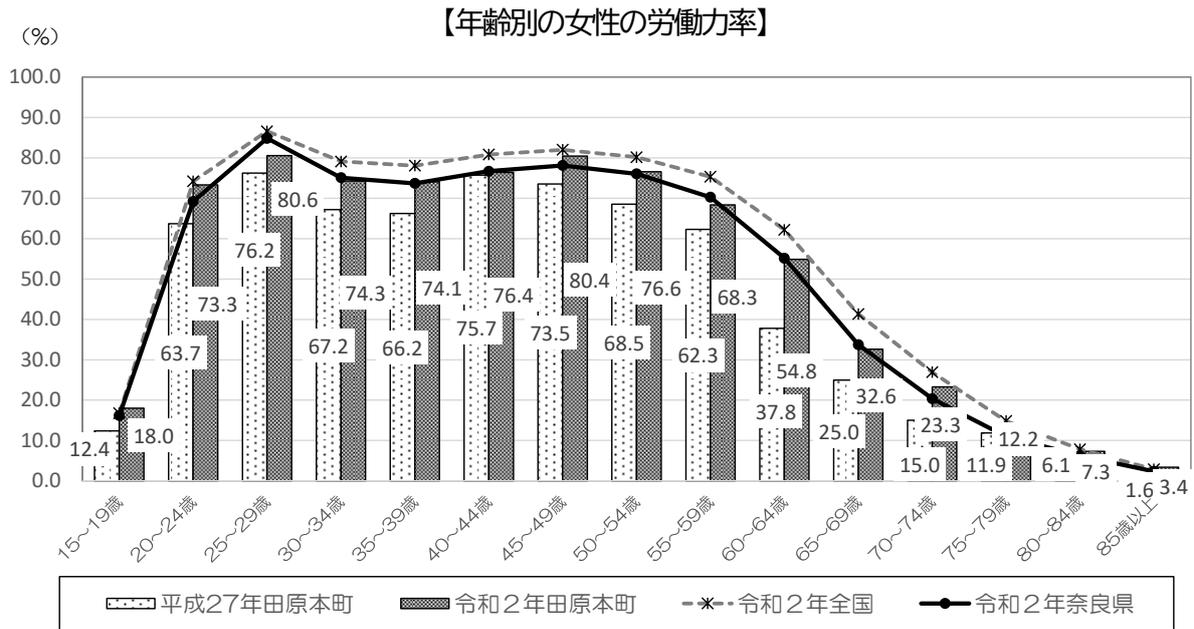


資料:人口動態調査(田原本町のみ人口動態統計の出生数、女性人口を用いて算出)

## 2 女性の労働力率

田原本町の女性の労働力率(人口に占める労働力人口の割合)を年齢別にみると、各年齢層ともに平成27年に比べて令和2年は高くなっています。30歳代で一度減少し、その後回復するいわゆる「M字カーブ」がみられますが、平成27年に比べ緩和され緩やかになっています。

「M字カーブ」は緩やかになっていますが、国や県と比較すると、令和2年では、田原本町の25～44歳の労働力率が国や県より低くなっています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成27年田原本町	12.4	63.7	76.2	67.2	66.2	75.7	73.5	68.5	62.3	37.8	25.0	15.0	11.9	6.1	1.6
令和2年田原本町	18.0	73.3	80.6	74.3	74.1	76.4	80.4	76.6	68.3	54.8	32.6	23.3	12.2	7.3	3.4
令和2年全国	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	41.3	26.9	14.9	7.8	2.9
令和2年奈良県	16.2	69.2	84.8	75.1	73.7	76.7	78.1	76.1	70.3	55.2	33.8	20.4	11.0	6.2	2.4

資料:国勢調査

### 3 母子保健の状況

母子保健の状況は以下のようになっています。

#### ■低出生体重児数

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	計	220	212	215	226
	男	114	122	106	111
	女	106	90	109	115
1,000g未満	男	—	—	—	—
	女	1	—	—	—
1,000g～1,499g	男	—	—	—	—
	女	—	—	—	—
1,500g～1,999g	男	—	3	3	—
	女	—	—	1	—
2,000g～2,499g	男	13	6	5	6
	女	6	3	6	5
2,500g	男	1	—	—	—
	女	—	—	—	—
不詳	男				—
	女				—

#### ■発達相談実施状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談実人数	146	152	199	191	207
相談延人数	188	169	248	242	259
専門医療機関受診※	62(42.4%)	57(37.5%)	84(42.2%)	101(52.9%)	102(49.3%)

※は再掲

#### ■不妊治療費用助成

##### ●特定不妊治療

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請実件数	24	21	14	18	19
申請延件数	37	35	23	28	33
助成総額(円)	4,214,430	3,257,744	2,335,340	2,505,030	3,292,340
申請者のうち、出産に至った件数	10(2)	8(6)	7(3)	9(2)	11(2)

※令和4年からの不妊治療の保険適用により令和4年度は、令和3年度に実施した治療に対するの補助（経過措置等）の実施

●一般不妊治療

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請実件数	30	28	36	36
申請延件数	30	28	37	36
助成総額(円)	1,418,480	1,205,210	1,716,640	1,713,350
申請者のうち、出産に至った件数	11(10)	6(4)	8(4)	5(3)

( )内は出産件数のうち、申請年度の翌年に出産した件数。特定・一般不妊治療費助成金を両方申請した夫婦の出産件数については特定不妊治療の出産件数として計上。

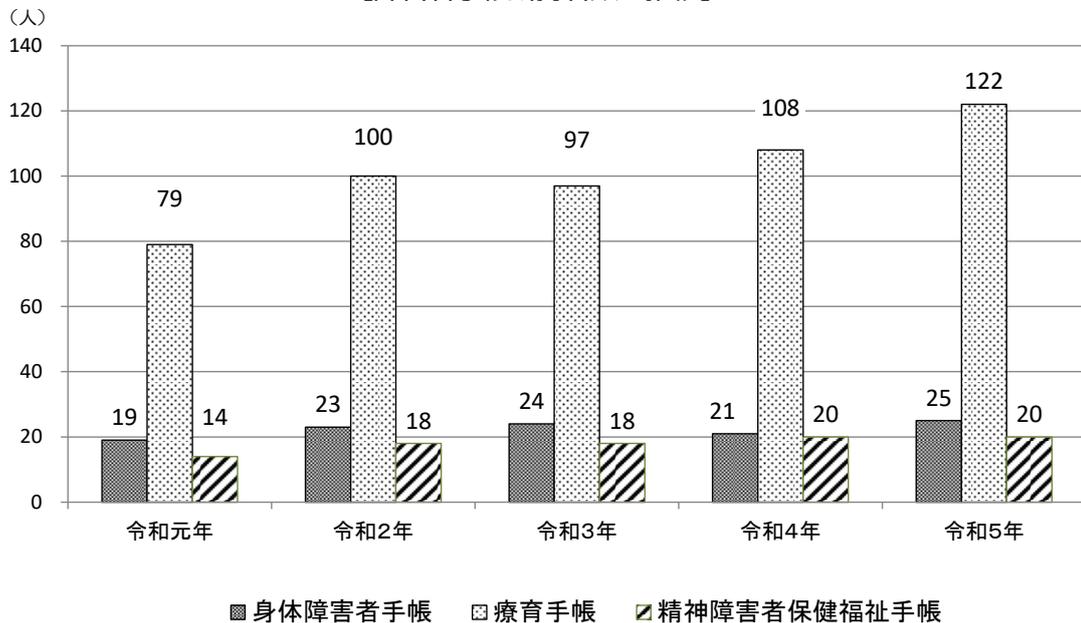
資料：保健衛生の現況(田原本町)

## 4 特別な配慮を必要とする子どもの状況

### (1)18歳未満の障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数についてみてみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年は25人となっています。療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年は令和元年から43人増加して122人となっています。精神障害者保健福祉手帳は令和元年からやや増加して令和5年は20人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：田原本町(各年4月1日データ)

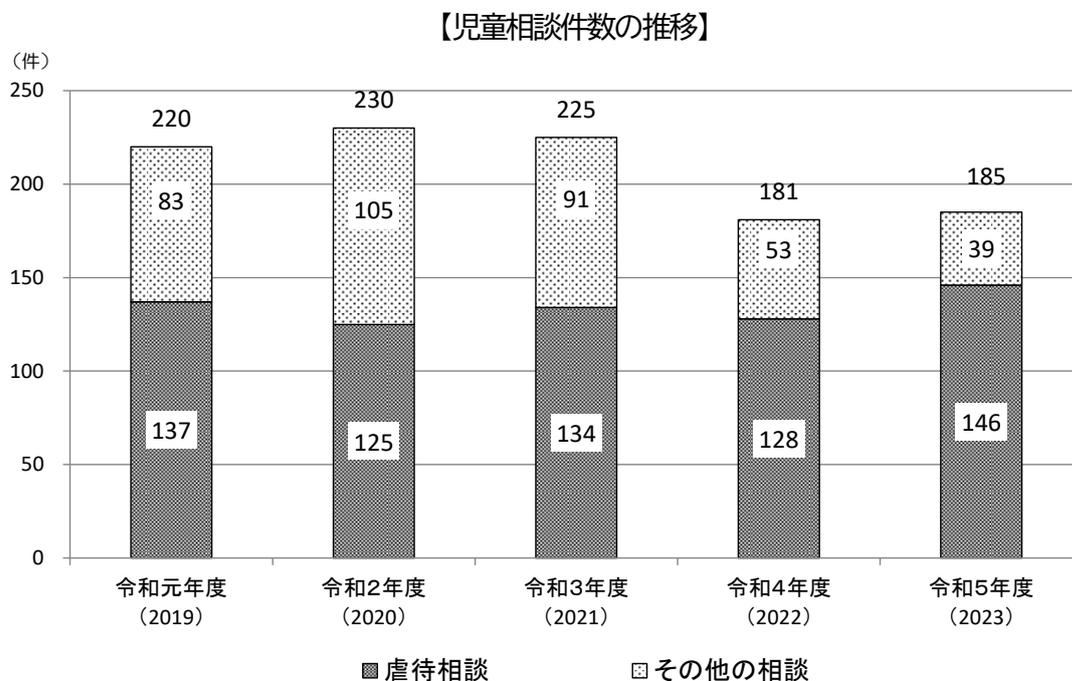
【障害児通所施設】

利用施設数	未就学児利用者数	就学児利用者数
98	103	134

資料：田原本町(各年4月1日データ)

## (2) 児童相談件数の状況

児童相談件数についてしてみると、相談件数全体の件数は令和4年度以降、やや減少していますが、虐待相談については各年度とも130件前後で推移しています。



新規受理児童の通告経路についてしてみると、児童相談所とこども未来課が多くなっています。

【新規受理児童の通告経路(件数)】

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童相談所	18	25	17	6	21
保健所					2
保健センター					5
こども未来課	10	23	17	7	17
市町村	24	9	4	7	4
医療機関	3	2	2	4	2
警察署	5		10	4	7
保育園	2		4	2	5
幼稚園	1			8	9
小・中・高等学校	17	2	10	5	5
民生委員					0
近隣	5	5			0
家族	2	8	1	2	0
児童本人		1			0
その他	1	2	2	4	5
計	88	77	67	49	82

資料：田原本町虐待統計

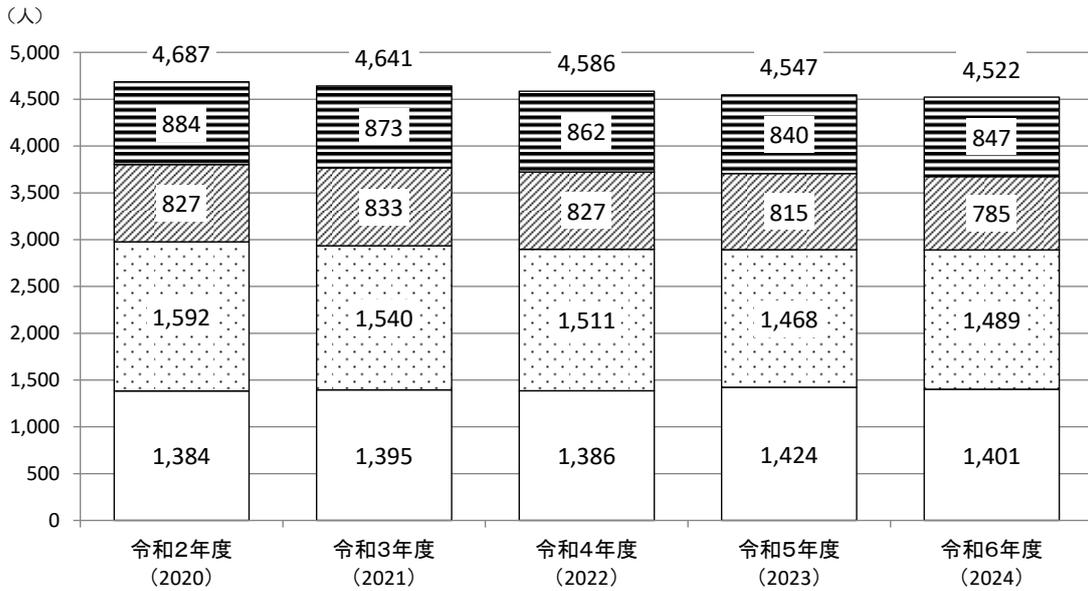
## 5 教育・保育施設の状況

### (1)子どもの人口

田原本町の18歳未満の子どもの数をみると、令和2年度以降、減少傾向にあり、令和6年度では4,522人となっています。

就学前児童数をみると、令和2年度から令和6年度にかけて増加しており、令和6年度では1,401人となっています。

【18歳未満の子どもの推移】



□0～5歳(就学前児童) □6～11歳(小学生) ▨12～14歳(中学生) ▨15～17歳(高校生)

【就学前児童数の推移】

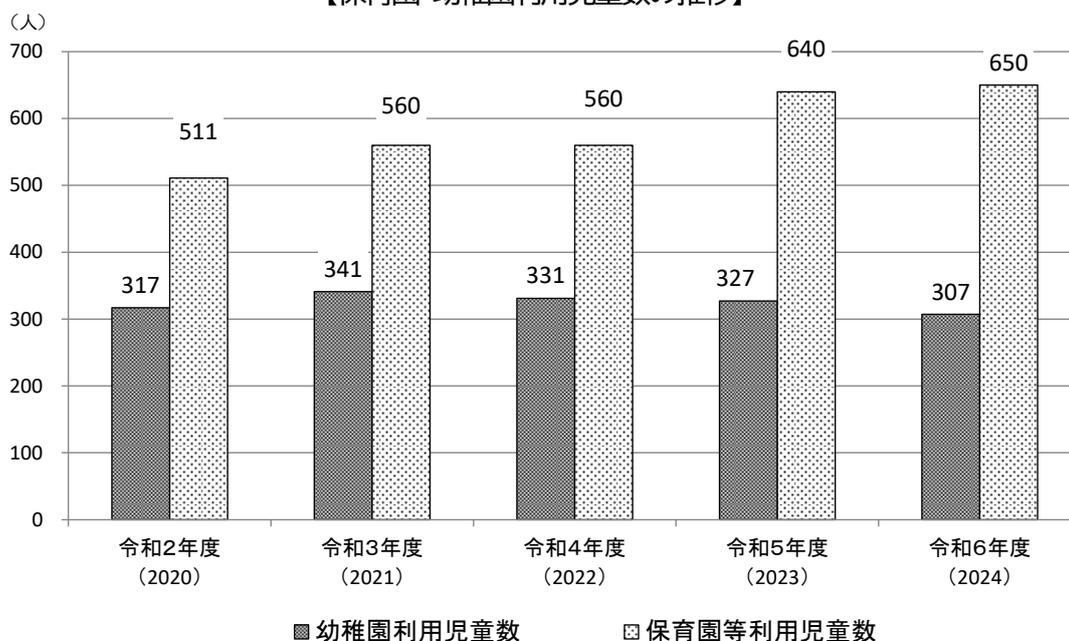
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳	203	210	214	237	213
1歳	236	223	218	230	245
2歳	261	231	245	223	244
3歳	227	265	228	244	227
4歳	238	229	261	232	240
5歳	219	237	220	258	232
計	1,384	1,395	1,386	1,424	1,401

資料:住民基本台帳 各年度4月1日

## (2) 保育園・幼稚園

令和2年度から令和6年度にかけての田原本町の保育園・幼稚園利用児童数についてみると、幼稚園は令和3年度以降、減少傾向にあります。保育園は令和2年度以降、増加傾向にあります。

【保育園・幼稚園利用児童数の推移】



資料: 田原本町(保育園は各年度4月1日、幼稚園は5月1日現在)

【各園での幼稚園利用児童数の推移】

(人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
東幼稚園	7				
北幼稚園	39	46	33	30	18
認定こども園田原本幼稚園	126	143	145	143	140
南幼稚園	57	61	55	53	48
認定こども園平野幼稚園	88	91	98	101	101
幼稚園利用児童総計	317	341	331	327	307

資料: 田原本町(各年度5月1日現在)

【待機児童数の推移】

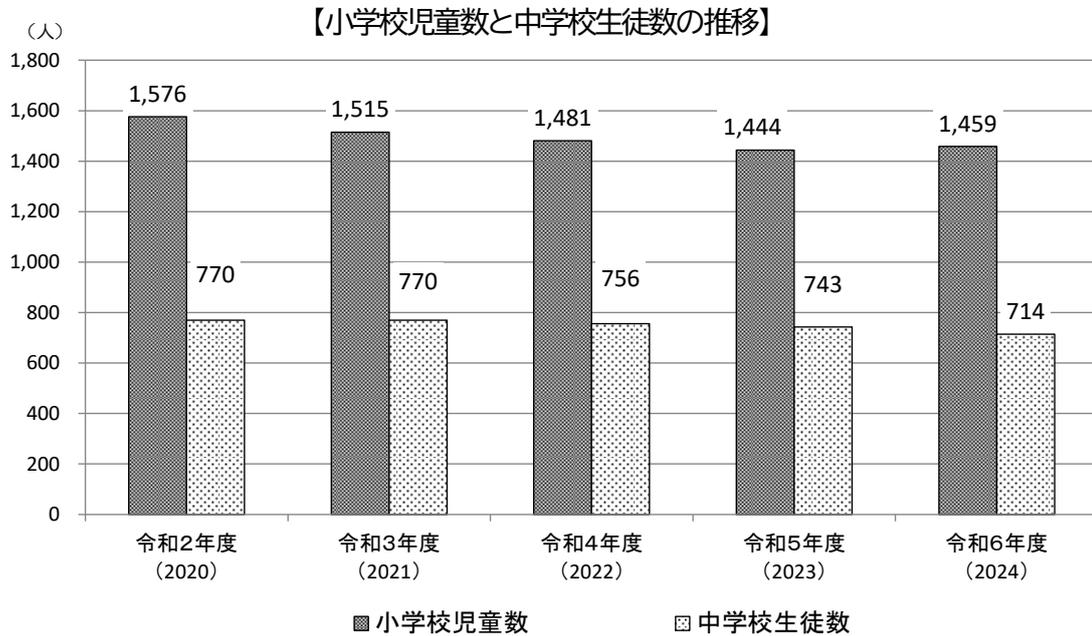
(人)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
0歳児	0	0	1	0	0
1・2歳児	2	2	2	2	1
3歳以上児	0	2	0	0	0
合計	2	4	3	2	1

資料: 田原本町(各年度4月1日現在)

### (3)小学校・中学校

田原本町における小学校児童数は、令和2年度以降、減少傾向にありましたが、令和5年度から令和6年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。中学校生徒数は令和2年度年から令和6年度にかけて減少しています。



資料:田原本町(各年度5月1日現在)

#### 【町立学校における児童生徒数・学級数】

##### ■在籍児童生徒数(単位:人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	1,576	1,515	1,481	1,444	1,459
中学校	770	770	756	743	714

##### ○内、特別支援学級在籍者数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	48	47	53	62	77
中学校	19	21	28	33	36

##### ■通常学級数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	63	60	57	56	57
中学校	21	21	21	21	20

##### ○特別支援学級数

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
小学校	15	12	13	14	16
中学校	6	6	8	7	7

※特別支援学級数は通常学級数と別カウント

資料:田原本町(各年度5月1日現在)

### 第3章 子ども・子育て支援の状況



## 1 子ども・子育て支援に関する調査の概要

本調査は、「第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画」(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)の策定に向けて、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望についてお聞かせいただくことを目的として実施したものです。

### ①調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の3種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	実施方法
子ども・子育てに関するアンケート	町内の就学前児童の保護者	令和6年 3月	Web調査
生活状況アンケート	町内の小学5年生と中学2年生の保護者		
	町内の小学5年生と中学2年生		

### ②配布と回収状況

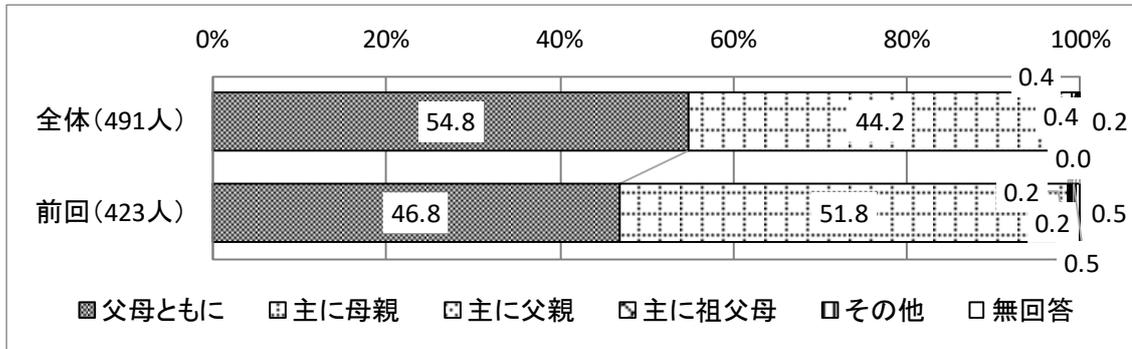
調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

調査の種類	調査の対象(母集団)	案内配布数	回答数	回答率
子ども・子育てに関するアンケート	町内の就学前児童の保護者	1,171世帯	491件	41.9%
生活状況アンケート	町内の小学5年生と中学2年生の保護者	526件	126件	23.9%
	町内の小学5年生と中学2年生	526件	69件	13.1%

## 2 就学前児童調査結果のポイント

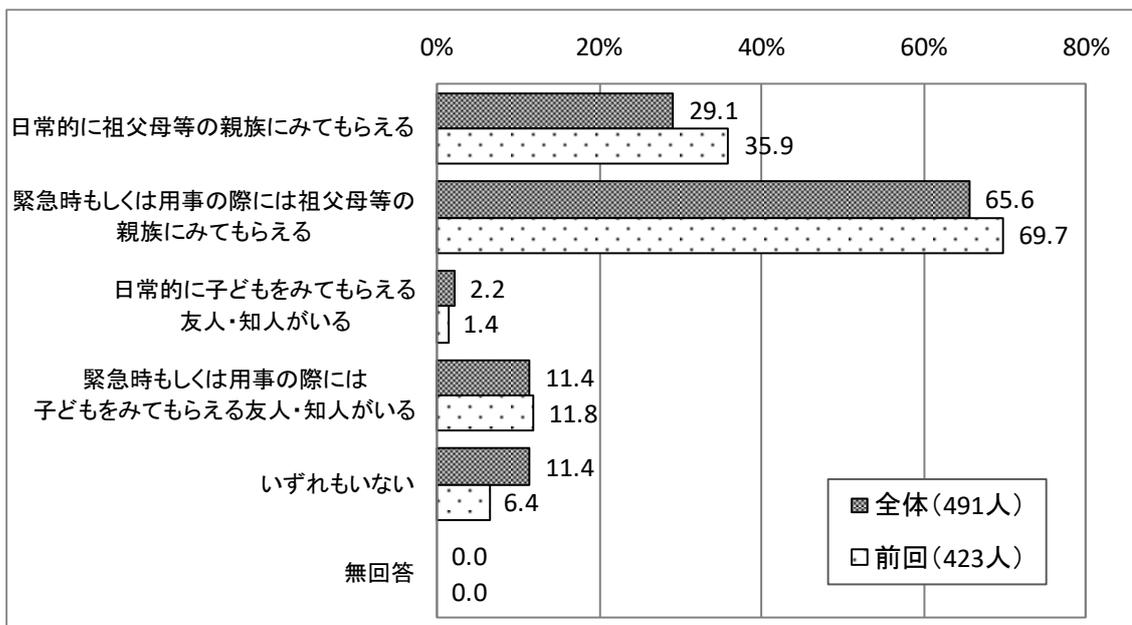
### ① 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が 54.8%で最も多く、次いで「主に母親」が 44.2%となっています。前回調査では、「主に母親」が最も多く 51.8%と半数以上になっていました。



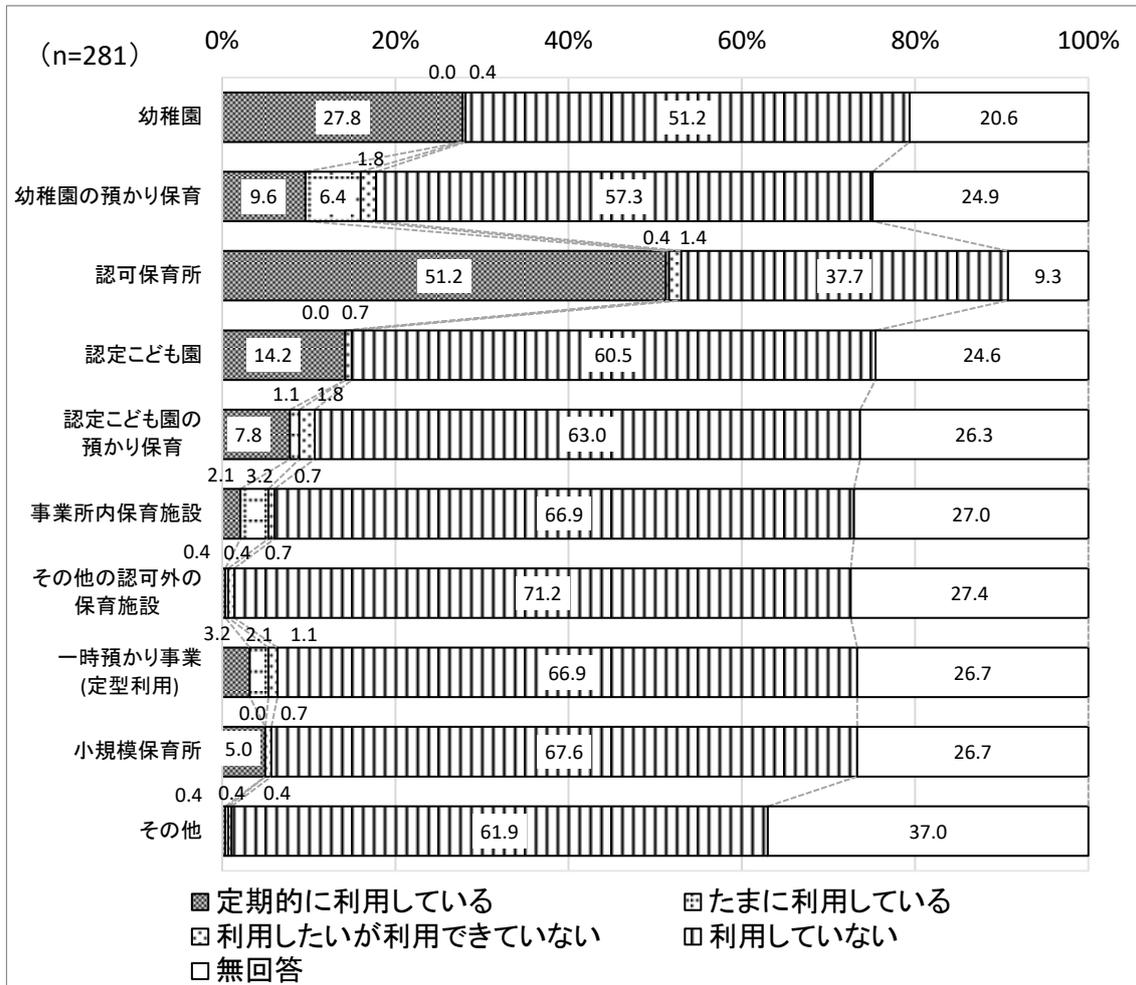
### ② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 65.6%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 29.1%となっています。「いずれもない」は 11.4%となっています。



### ③ 教育・保育の利用状況

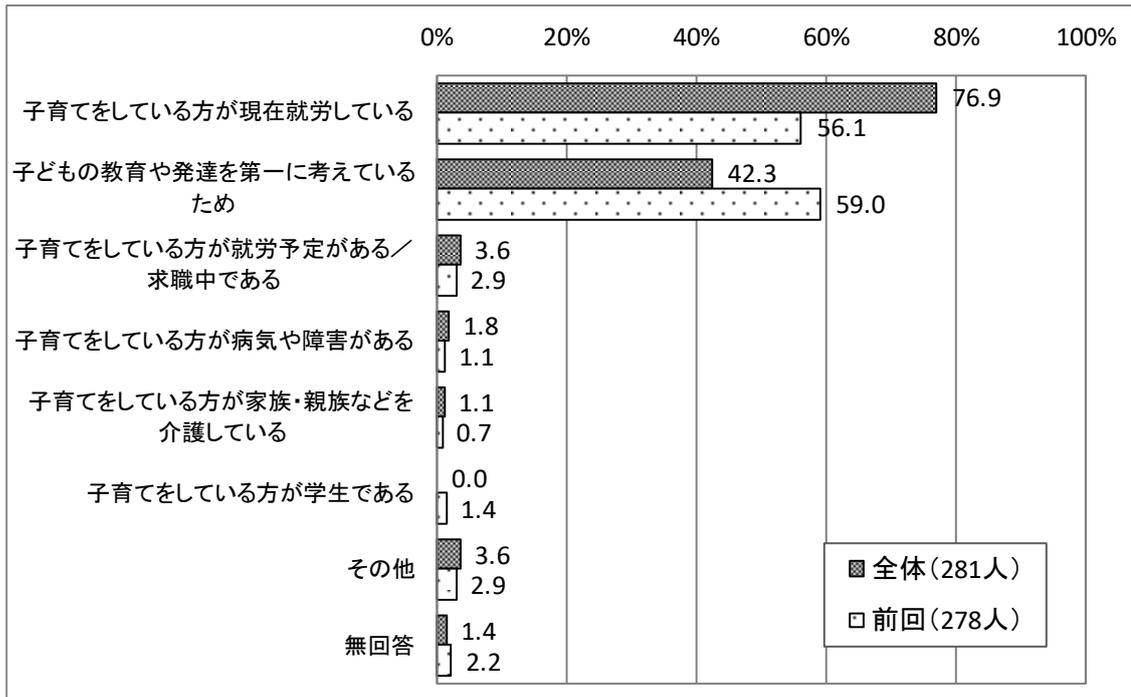
定期的にご利用している教育・保育事業は、“認可保育所”が最も多く 51.2%、次いで“幼稚園”が 27.8%、「認定こども園」が 14.2%となっています。



#### ④ 定期的に教育・保育を利用している理由

定期的に教育・保育を利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労している」が76.9%で最も多く、次いで「子どもの教育や発達を第一に考えているため」が42.3%となっています。

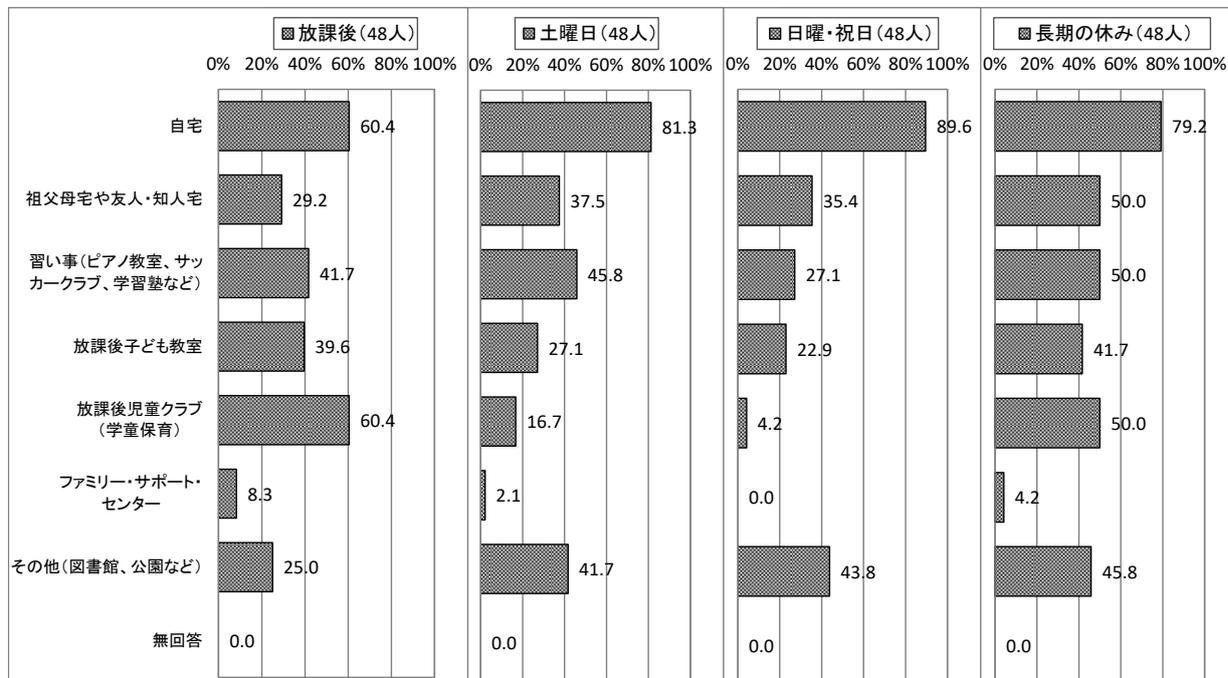
前回調査では、「子どもの教育や発達を第一に考えているため」が最も多くなっていましたが、今回調査では「子育てをしている方が現在就労している」が20.8ポイント増加しています。



- 「① 子育てを主に行っている方」から「④ 定期的に教育・保育を利用している理由」の結果をみると、就労する母親が増えているため、認可保育所の利用も増えています。また、共働きの為、子育ては父母ともに増えています。
- 一方で、日頃子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもないが11.4%と増えています。

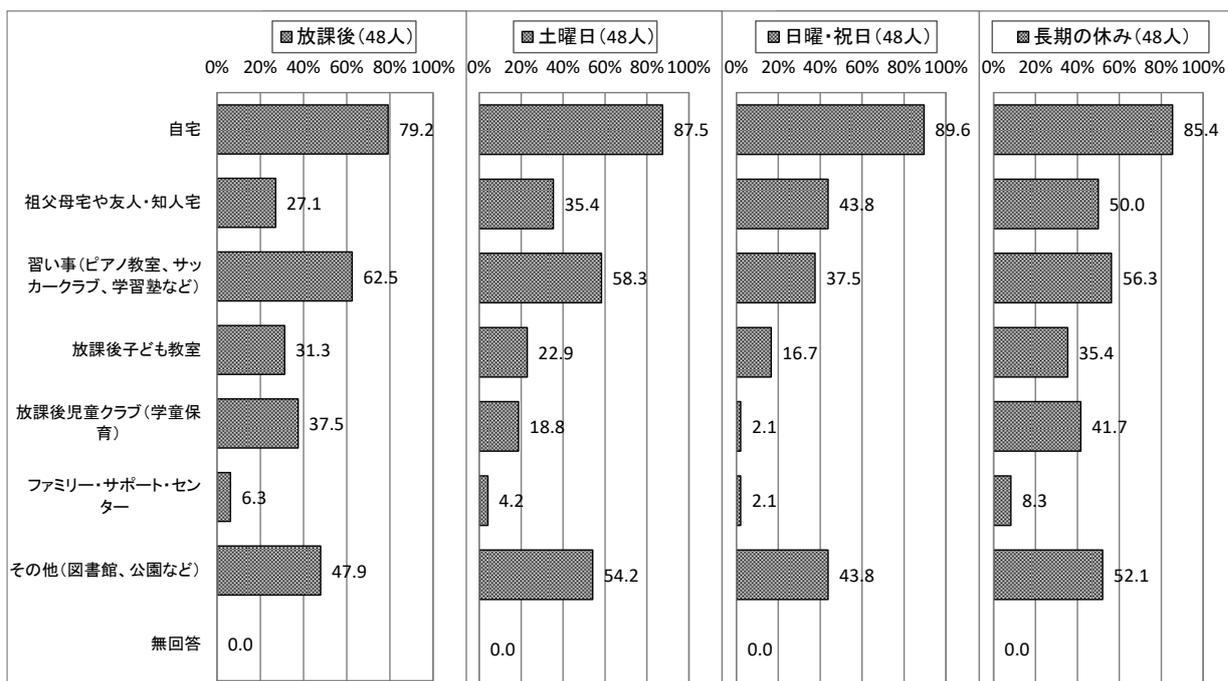
### ⑤ 小学校低学年の間、過ごさせたい場所

就学後、小学校低学年の間、過ごさせたい場所をみると、放課後、土曜日、日曜・祝日、長期の休みすべてで「自宅」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」については、放課後と長期の休みでの利用希望が多くなっています。



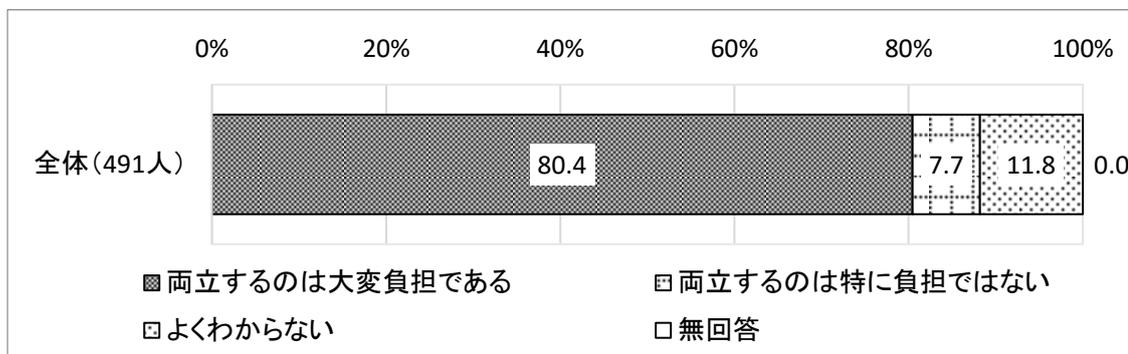
### ⑥ 小学校高学年の間、過ごさせたい場所

就学後、小学校高学年の間、過ごさせたい場所をみると、放課後、土曜日、日曜・祝日、長期の休みすべてで「自宅」が最も多くなっています。低学年の間に比べると、「習い事」がやや多くなっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」については、放課後と長期の休みでの利用希望がやや多くなっています。



⑦ 仕事と子育ての両立について

仕事と子育ての両立については、「両立するのは大変負担である」が 80.4%で最も多くなっています。



【母親の就労状況別】

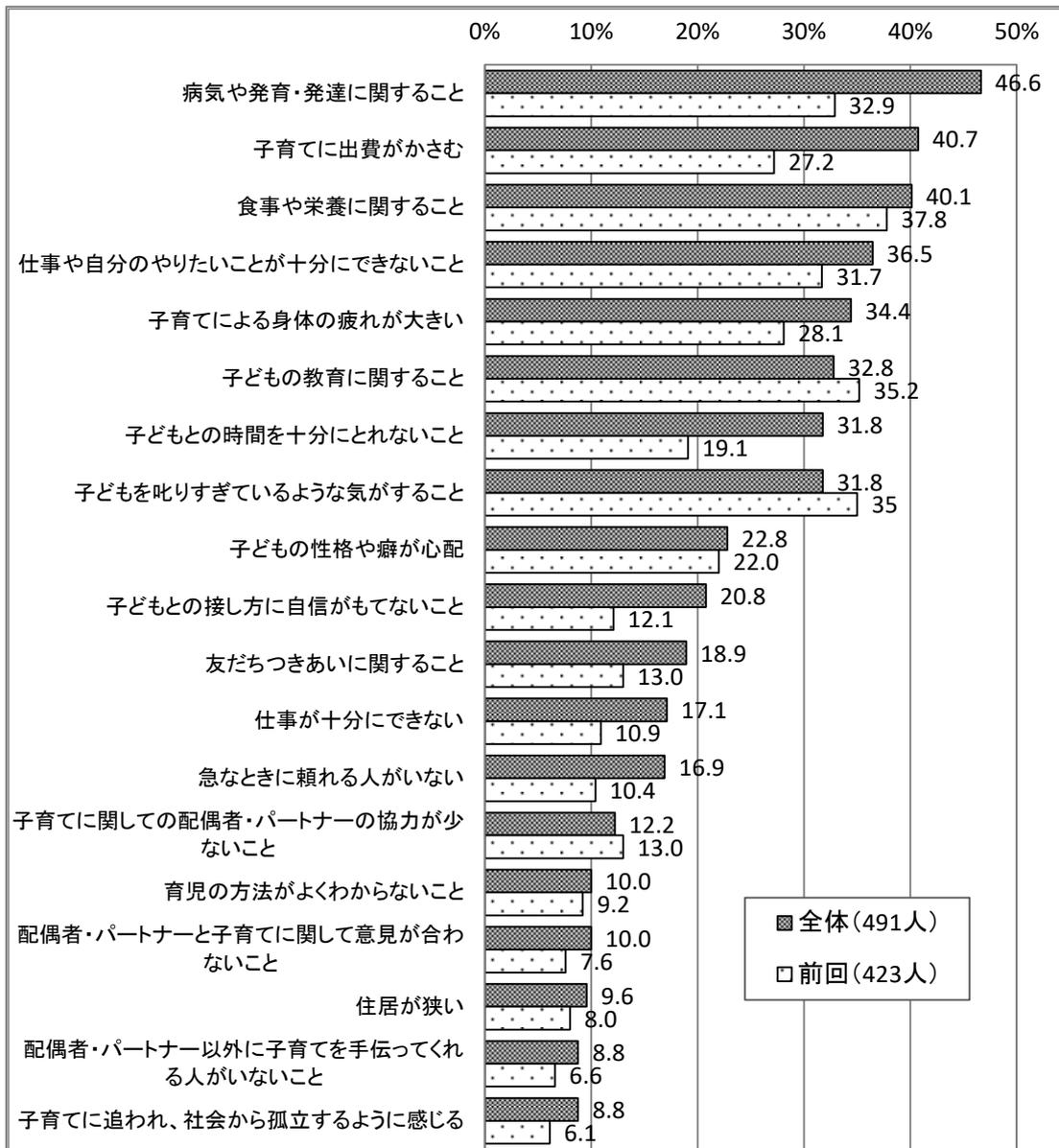
母親の就労状況別にみると、“フルタイム”では「両立するのは大変負担である」が 91.3%と9割以上になっています。

	n 数	両立するのは大変負担である	両立するのは特に負担ではない	よくわからない	無回答
全体	491	80.4%	7.7%	11.8%	0.0%
フルタイム	231	○ 91.3%	6.9%	● 1.7%	0.0%
パート・アルバイト等	116	84.5%	15.5%	● 0.0%	0.0%
就労していない	143	◆ 59.4%	2.8%	◎ 37.8%	0.0%

### ⑧ 子育てに関する悩み等

子育ての悩み等については、「病気や発育・発達に関すること」が 46.6%で最も多く、次いで「子育てに出費がかさむ」が 40.7%となっています。

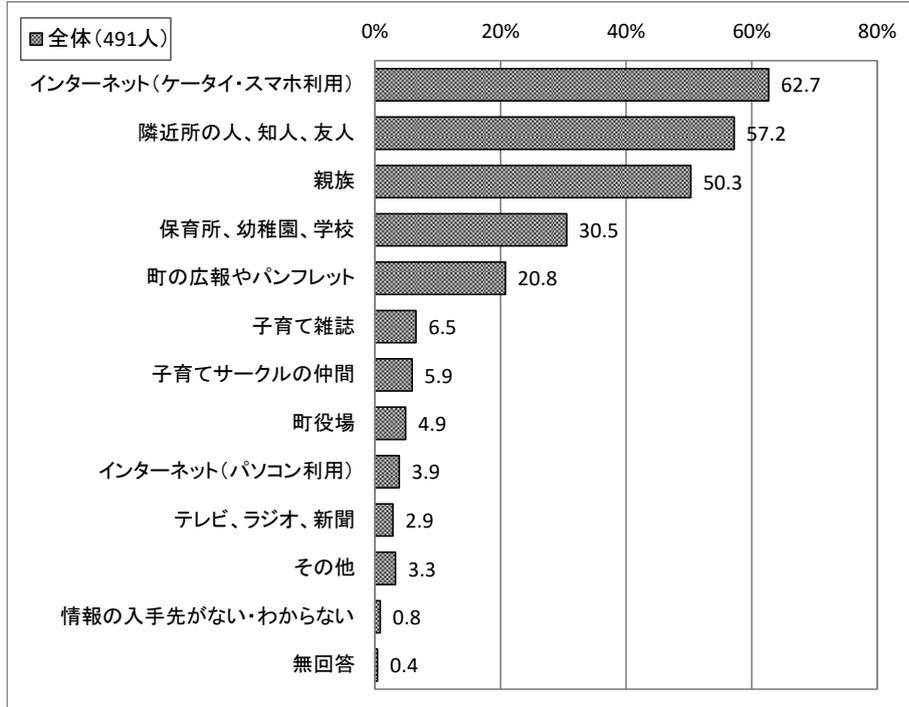
前回調査と比較すると、今回の上位2項目と「子どもとの時間を十分にとれないこと」が前回調査より 10 ポイント以上増加しています。



- 「⑤ 小学校低学年の間、過ごさせたい場所」から「⑧ 子育てに関する悩み等」の結果をみると、小学校の間の過ごさせたい場所は、長期の休みの利用希望では、放課後児童クラブが多くなっています。
- 仕事と子育ての両立については、フルタイムでは、両立するのが大変負担が多くなっています。
- 子育ての悩みには、子育てに出費がかさむ、病気や発育・発達に関することが多くなっており、子どもとの時間を十分に取れないことも悩みとなっています。

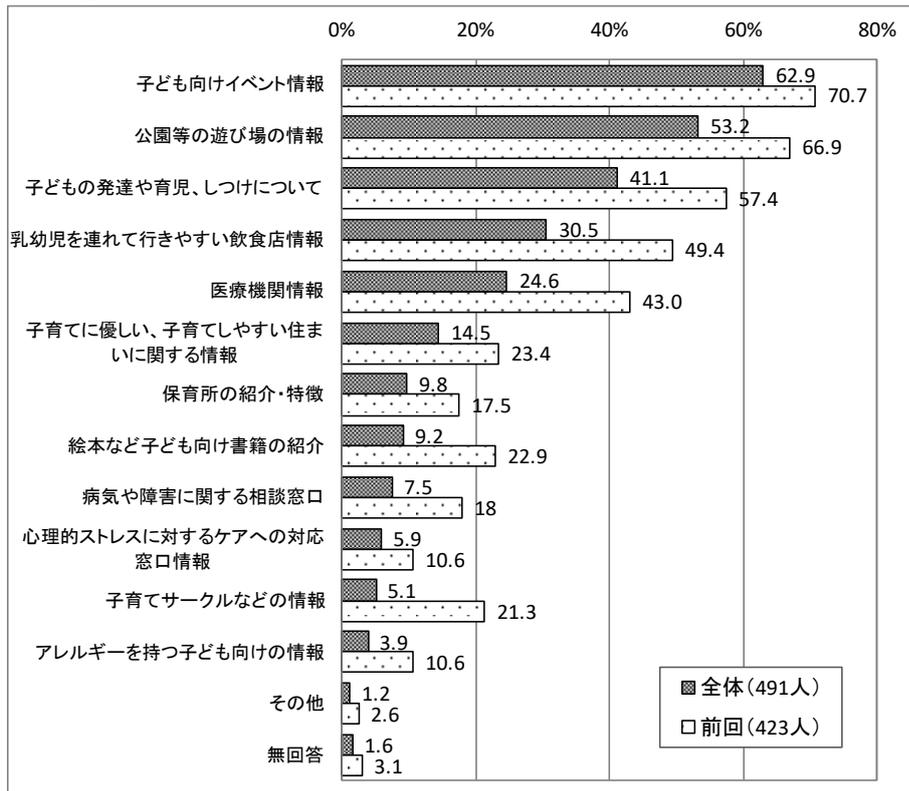
⑨ 子育て情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、「インターネット(ケータイ・スマホ利用)」が 62.7%で最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が 57.2%、「親族」が 50.3%となっています。



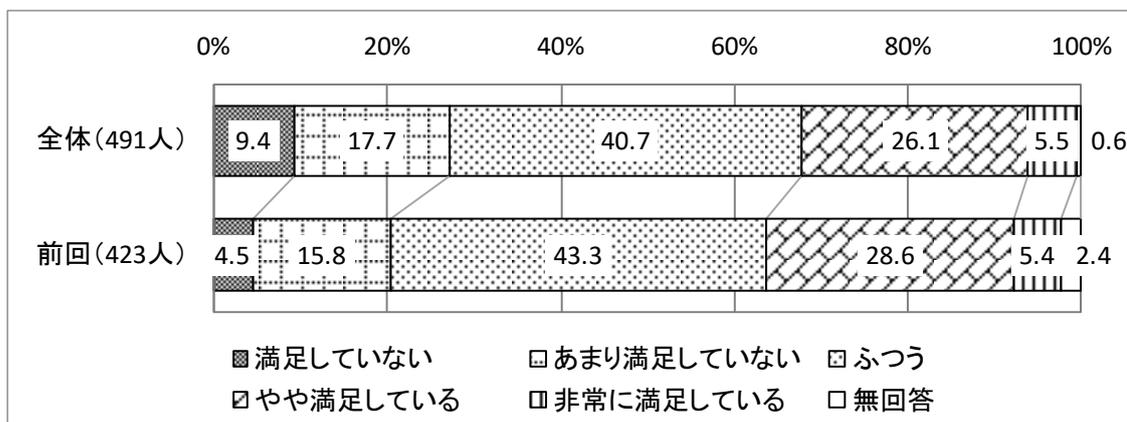
⑩ 子育てで欲しい情報

子育てで欲しい情報については、「子ども向けイベント情報」が 62.9%で最も多くなっています。次いで「公園等の遊び場の情報」が 53.2%、「子どもの発達や育児、しつけについて」が 41.1%となっています。



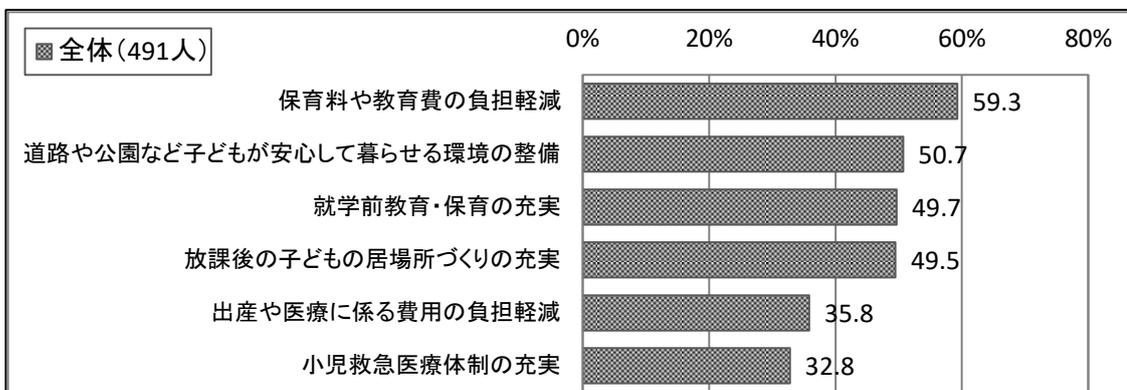
### ⑪ 子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度をみると、「ふつう」が40.7%で最も多くなっています。次いで「やや満足している」が26.1%、「あまり満足していない」が17.7%となっています。「満足していない」に1点、「非常に満足している」に5点と各評価に点数を付与して加重平均をとると、今回調査は3.01となっています。前回調査と比較すると、低評価がやや増加し、加重平均は前回の3.15から3.01に下がっています。



### ⑫ 子育てしやすいまちとなるために重要なこと

田原本町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととしては、「保育料や教育費の負担軽減」が59.3%で最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が50.7%、「就学前教育・保育の充実」が49.7%、「放課後の子どもの居場所づくりの充実」が49.5%となっています。



- 「⑨ 子育て情報の入手先」から「⑫ 子育てしやすいまちとなるために重要なこと」の結果をみると、情報の入手先は「インターネット(ケータイ、スマホ利用)」が62.7%で最も多くなっています。
- 子育てで欲しい情報は、「子ども向けイベント情報」が最も多く、次いで「公園等の遊び場の情報」、「子どもの発達や育児、しつけについて」となっています。
- 田原本町が子育てしやすいまちとなるために重要なこととしては、「保育料や教育費の負担軽減」が59.3%で最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が50.7%、「就学前教育・保育の充実」が49.7%、「放課後の子どもの居場所づくりの充実」が49.5%となっています。

### 3 生活状況アンケート（保護者）結果のポイント

調査サンプルが少ない事から、町の傾向までは把握できないため、実際に回答いただいた中からの困窮による状況を把握します。

#### ◆“生活困難層”“非生活困難層”の類型化について

分析にあたっては、以下の3つの指標から、“生活困難層”“非生活困難層”といった類型化を行いました。まず、3つの指標のうち一つでも該当する場合は「生活困難層」として分類し、かつ2つ以上の指標に該当する世帯を「生活困窮層」、1つだけ該当する世帯を「周辺層」としました。どちらにも属さない世帯を「非生活困難層」としています。

“生活困難層”の指標	判別基準
等価世帯年収指標	◆等価世帯年収“127万円未満”の場合、“生活困難層”と判別する ◇世帯年収について無記入の場合、等価世帯年収による判別は不能とする
剥奪指標4目	◆問 26(子どもにとって必要な環境・モノ 15項目)のうち、4項目のいずれかが「していない(出来そうにない)」場合、“生活困難層”と判別する
困窮指標8項目	◆問 27(公共料金の支払いに困ることなど経済的に困った経験)の経済的困窮経験8項目について「よくあった」「ときどきあった」が該当した場合、“生活困難層”と判別する

#### ◆生活困難層（生活困窮層・周辺層）、非生活困難層

生活困難層	生活困窮層+周辺層
生活困窮層	2つ以上の指標に該当
周辺層	いずれか1つの指標に該当
非生活困難層	いずれの指標にも該当しない

#### ◆生活困難層の分布

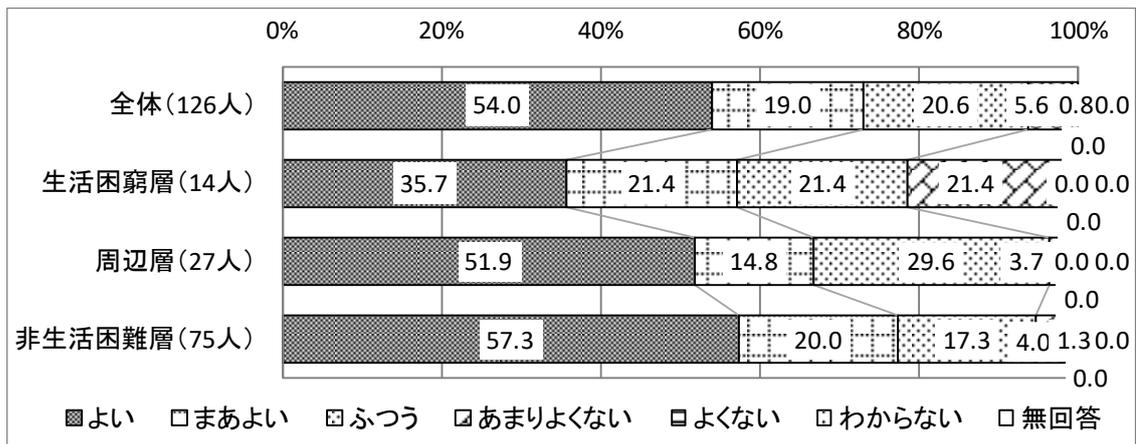
	件数	構成比
生活困難層	41世帯	32.5%
生活困窮層	14世帯	11.1%
周辺層	27世帯	21.4%
非生活困難層	75世帯	59.5%
不明	10世帯	7.9%
計	126世帯	100.0%

① 親の健康状態

(母親)

母親の健康状態については、「よい」が 54.0%で最も多く、次いで「ふつう」が 20.6%となっています。

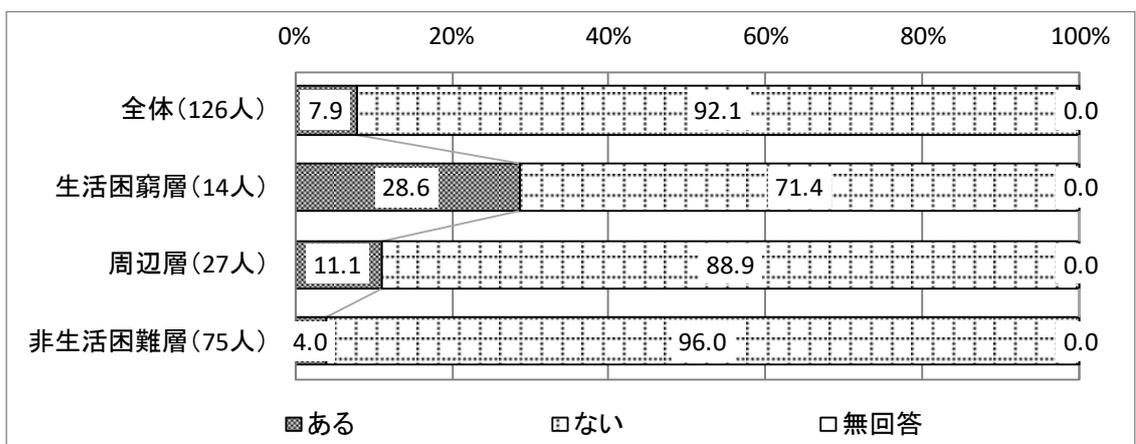
“生活困窮層”では「よい」が 35.7%と少ないのに対し、「あまりよくない」が 21.4%と“周辺層”“非生活困難層”に比べて多くなっています。



② 受診が必要であるのに受診しなかった経験

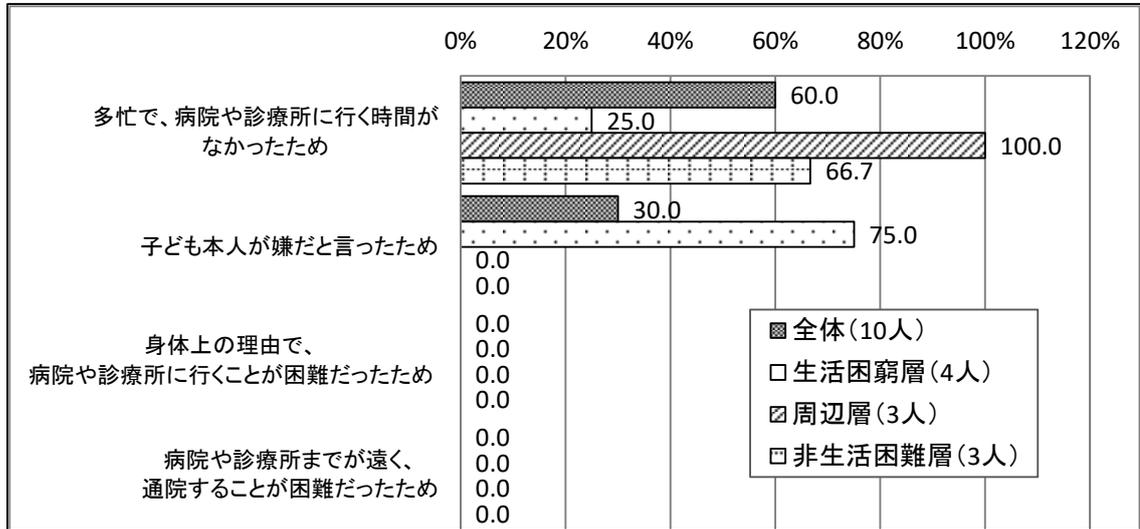
受診が必要であるのに受診しなかった経験については、「ある」が 7.9%となっています。

“ある”については、“非生活困難層”が 4.0%であるのに対し、“生活困窮層”では 28.6%と高くなっています。



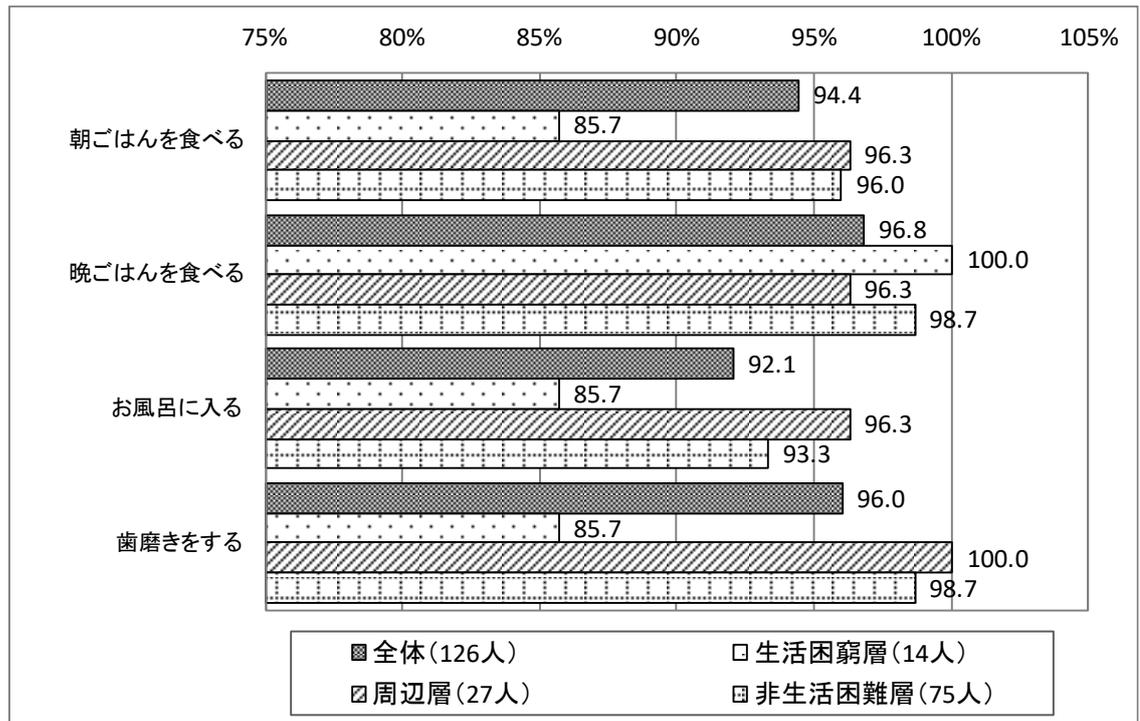
### ③ 受診しなかった理由

受診しなかった理由としては、「多忙で、病院や診療所に行く時間がなかったため」が60.0%で最も多く、次いで「子ども本人が嫌だと言ったため」が30.0%となっています。



### ④ 子どもの基本的な生活習慣の状況

生活習慣の状況についてみると、全項目で「毎日・ほぼ毎日」が9割以上になっています。「毎日・ほぼ毎日」の割合を世帯状況別にみると、“生活困窮層”では「朝ごはんを食べる」、「お風呂に入る」、「歯磨きをする」がやや少なくなっています。

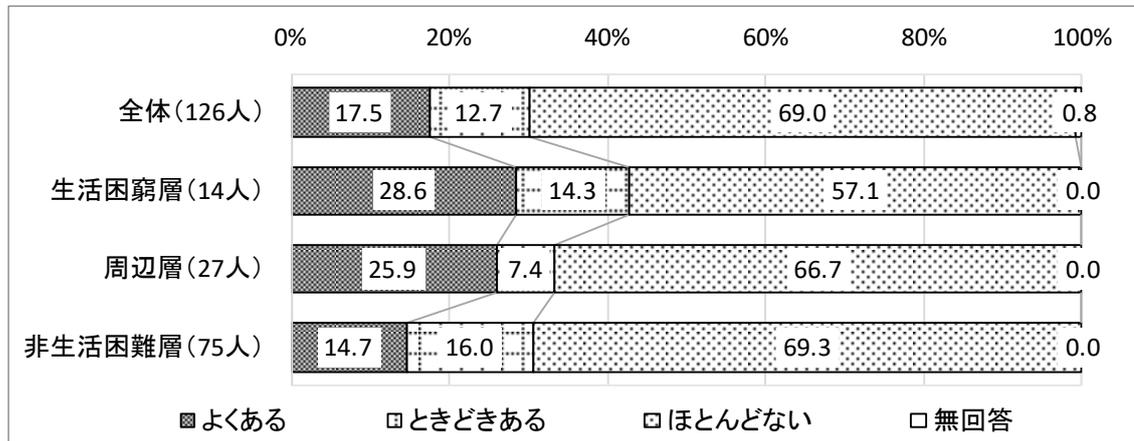


### ⑤ 子どもだけの食事

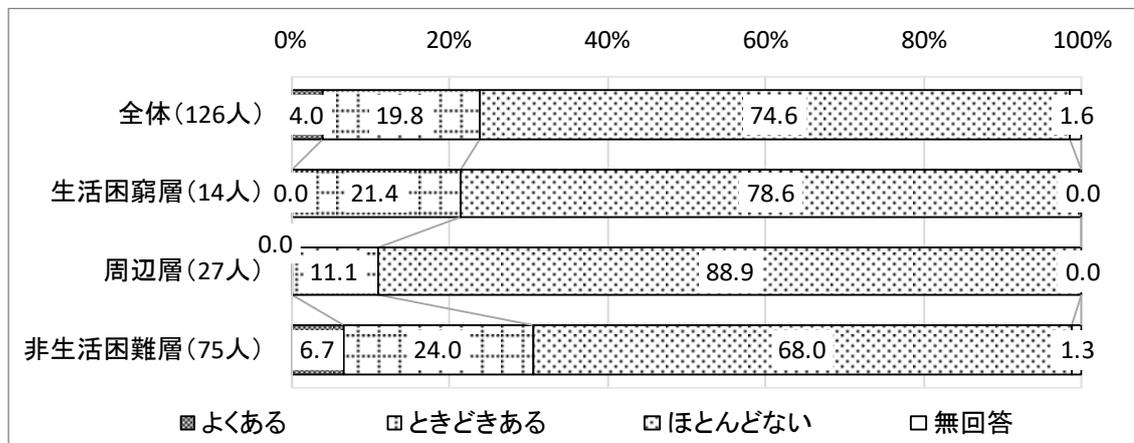
子どもだけの食事についてみると、朝食では「よくある」が17.5%、「ときどきある」が12.7%となっています。夕食では「よくある」が4.0%、「ときどきある」が19.8%となっています。

“生活困窮層”の朝食では「よくある」が28.6%とやや多くなっています。

#### (朝食)

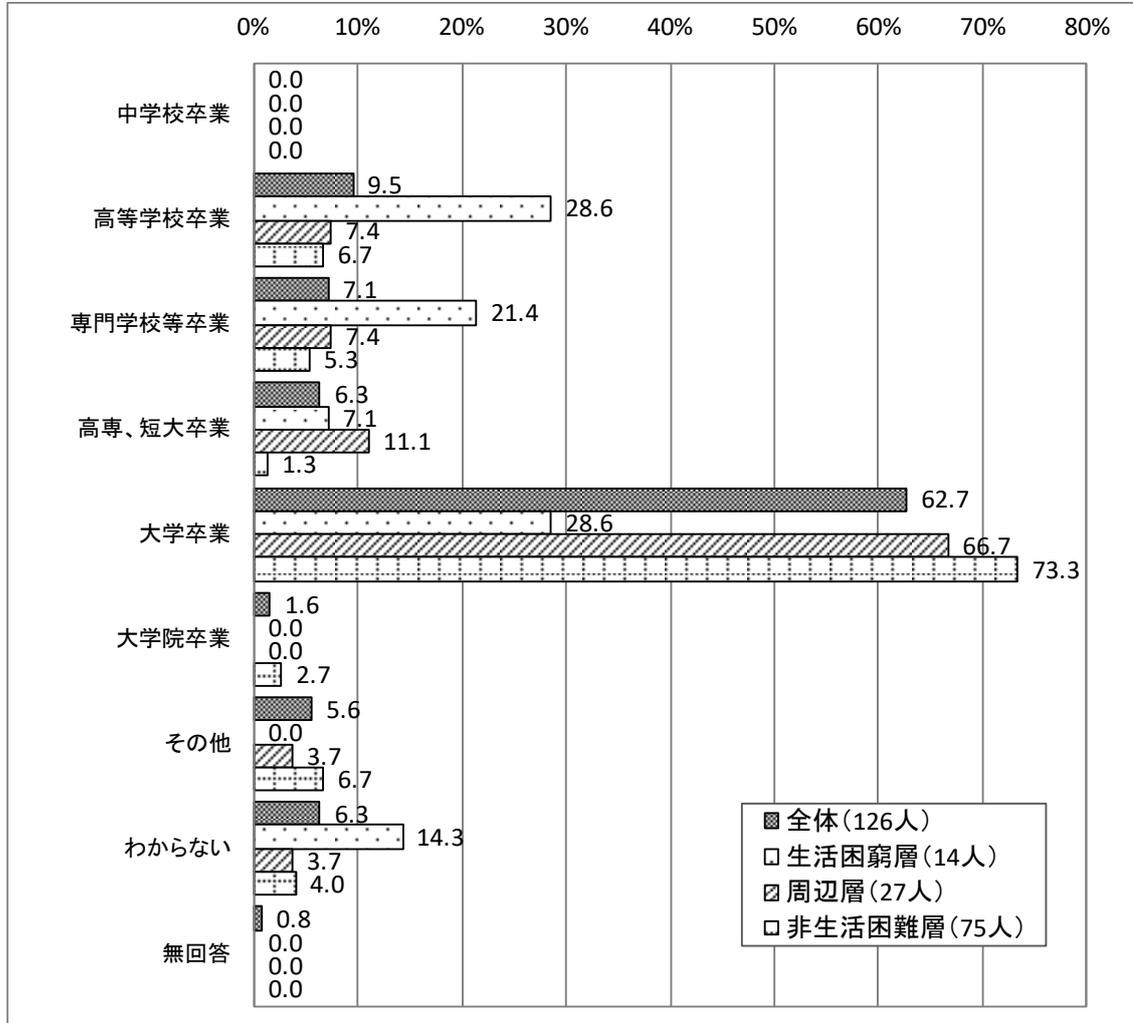


#### (夕食)



⑥ 子どもに希望する最終学歴

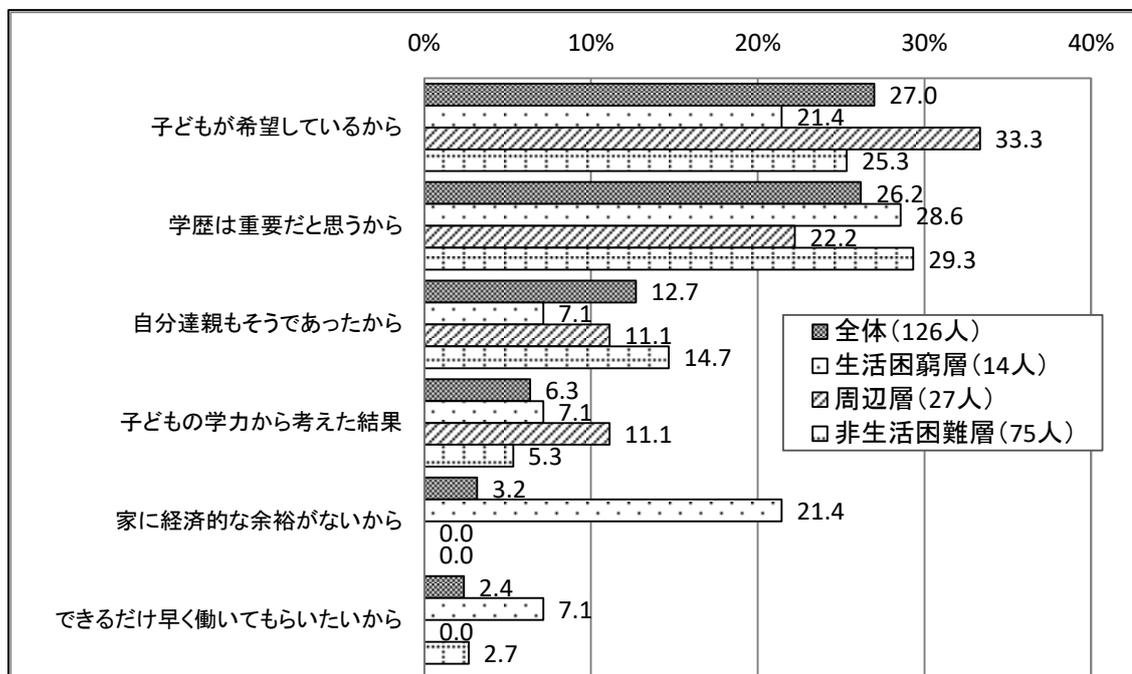
子どもに希望する最終学歴については、“非生活困難層”と“周辺層”では「大学卒業」が6割以上で最も多いのに対し、“生活困窮層”では「高等学校卒業」と「大学卒業」が同割合で最も多くなっています。



⑦ 希望する最終学歴の理由

希望する最終学歴の理由として、「子どもが希望しているから」が 27.0%で最も多くなっています。

“生活困窮層”では「家に経済的な余裕がないから」が 21.4%と多くなっています。

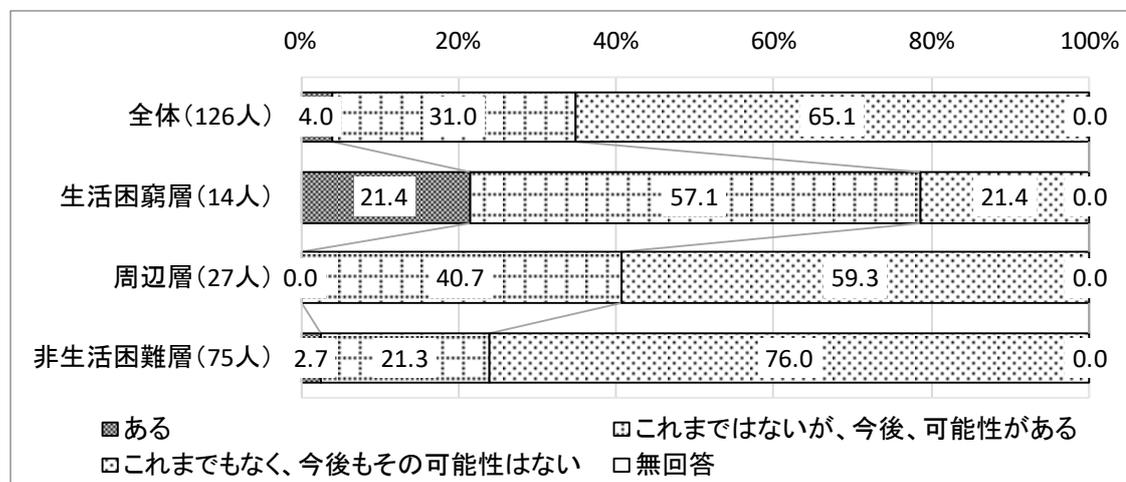


⑧ 経済的な理由によって進学・就学を断念する可能性

経済的な理由によって進学・就学を断念する可能性については、「これまでもなく、今後もその可能性はない」が 65.1%で最も多くなっています。

「ある」は 4.0%、「これまではないが、今後、可能性がある」は 31.0%となっています。

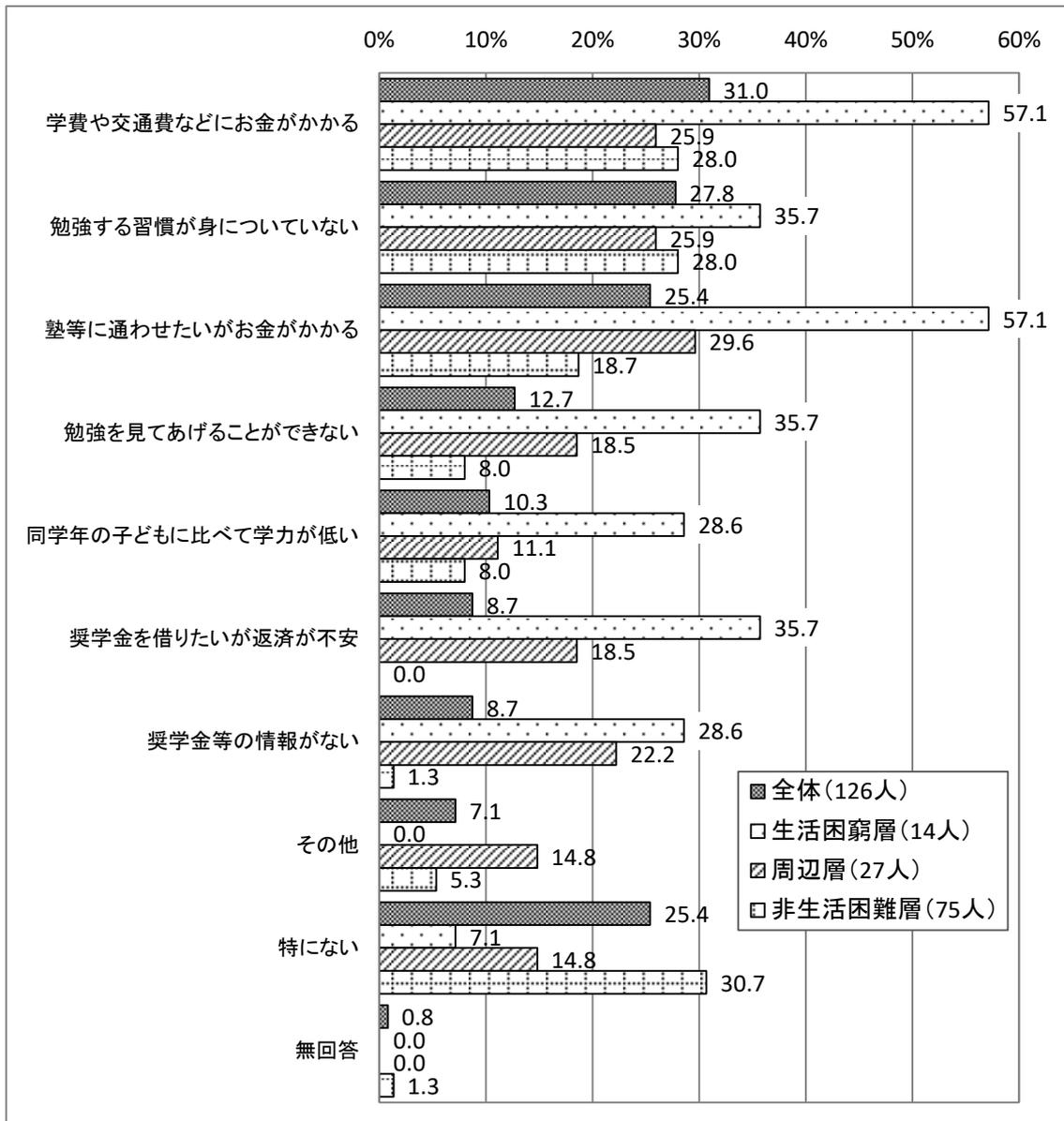
“生活困窮層”では「ある」が 21.4%、「これまではないが、今後、可能性がある」が 57.1%と両者を合わせて 78.5%となっています。



⑨ 教育や進学で心配なこと

子どもの教育や進学で心配なことについては、「学費や交通費などにお金がかかる」が31.0%で最も多く、次いで「勉強する習慣が身につけていない」が27.8%、「塾等に通わせたいがお金がかかる」が25.4%となっています。

ほとんどの項目で“生活困窮層”が“周辺層”と“非生活困難層”を上回っていますが、特に「学費や交通費などにお金がかかる」と「塾等に通わせたいがお金がかかる」については57.1%と半数以上になっています。

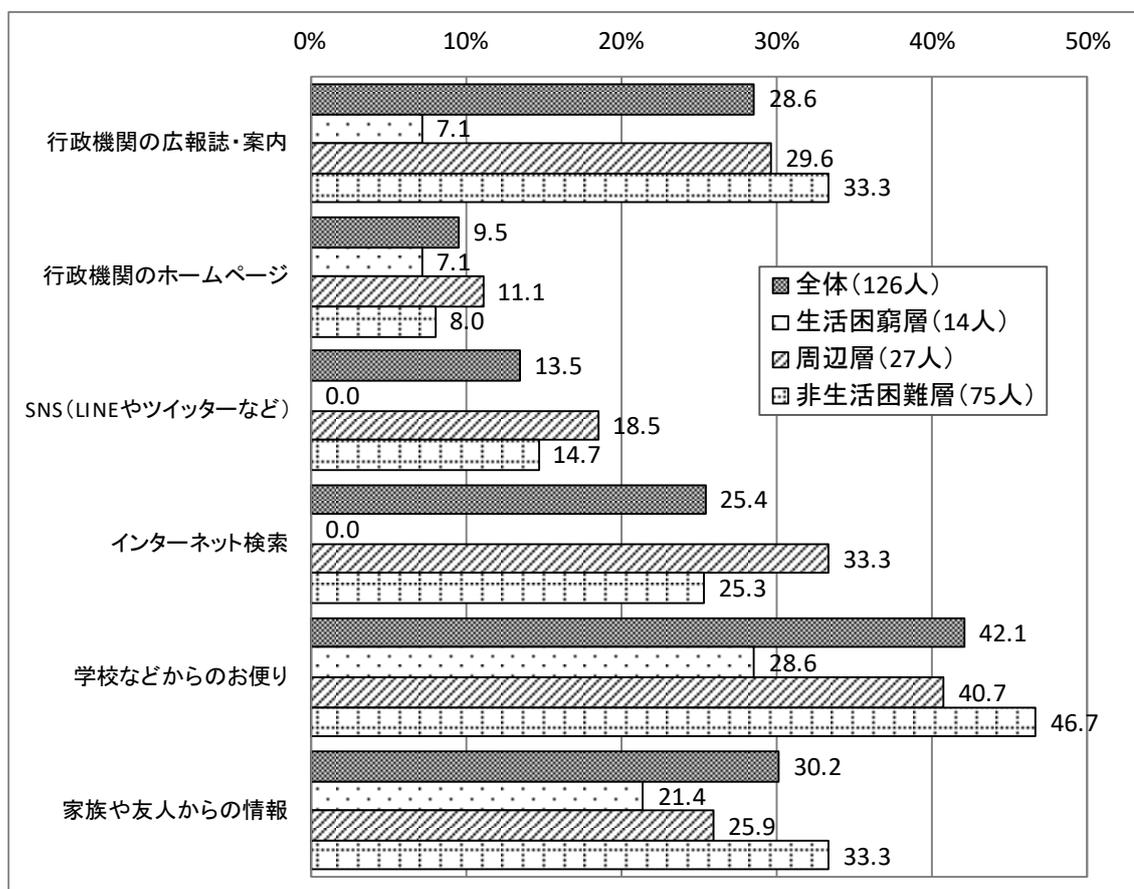


⑩ 情報を得るための媒体

施策等の情報を得るために参考としている媒体について、「よくある」の割合についてみると、「学校などからのお便り」が42.1%で最も多く、次いで「家族や友人からの情報」が30.2%、「行政機関の広報誌・案内」が28.6%となっています。

「家族や友人からの情報」については、“非生活困難層”に比べ、“生活困窮層”“周辺層”で「よくある」が少なくなっています。

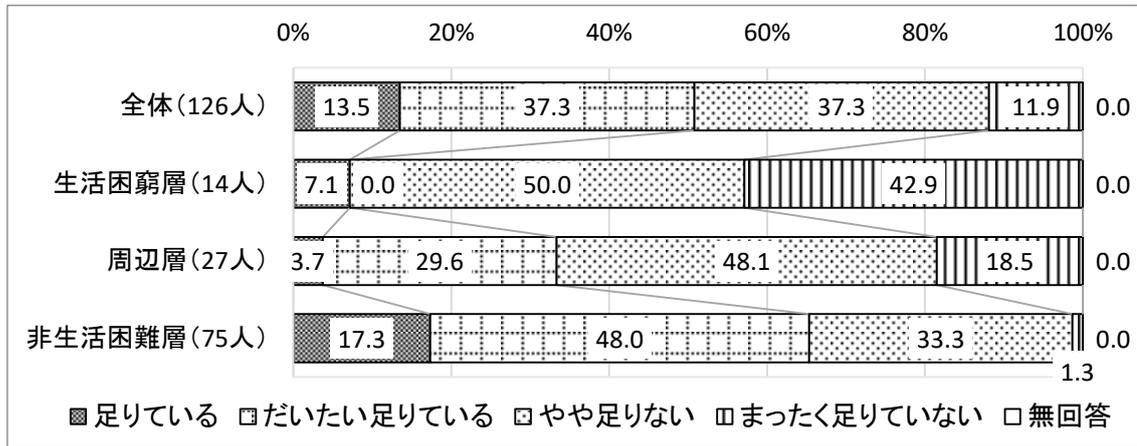
「よくある」割合についてみてみると、“生活困窮層”では、すべての項目で“周辺層”“非生活困難層”に比べて少なく、特に「SNS(LINE やツイッターなど)」と「インターネット検索」は0%、「行政機関の広報誌・案内」は7.1%と“周辺層”“非生活困難層”に比べて20%以上少なくなっています。



### ⑪ 世帯年収の充足感

世帯年収が現在の生活に見合っていると思うかについては、「だいたい足りている」と「やや足りない」が共に 37.3%で最も多くなっています。

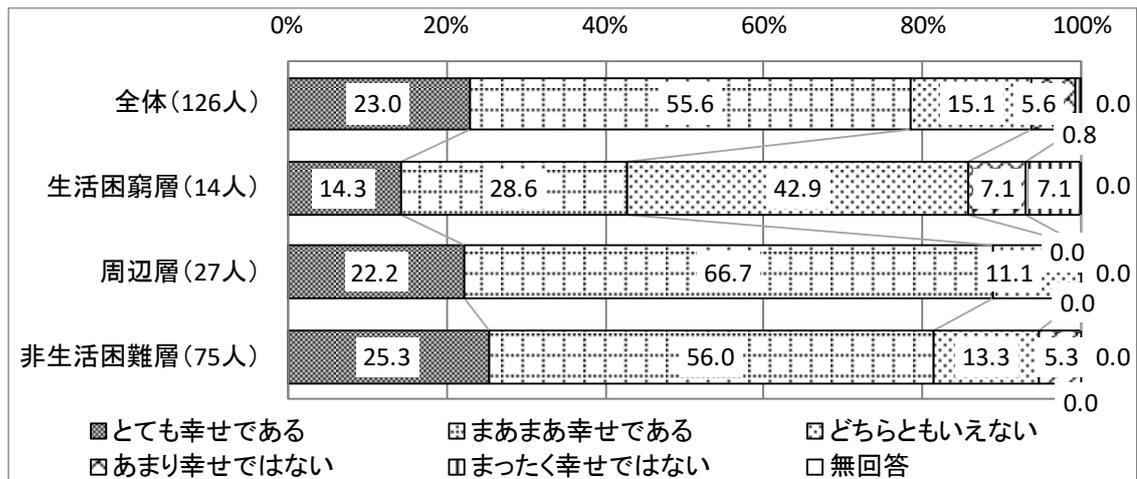
「やや足りない」と「まったく足りていない」を合わせた『足りていない』の割合をみると、“生活困窮層”では 92.9%、“周辺層”は 66.6%、“非生活困難層”は 34.6%となっています。



### ⑫ 現在の幸福度

現在の幸福度をみると、「とても幸せである」が 23.0%、「まあまあ幸せである」が 55.6%と両者を合わせた『幸せである』は 78.6%となっています。

『幸せである』の割合をみると、“非生活困難層”が 81.3%、“周辺層”が 88.9%であるのに対して、“生活困窮層”は 42.9%となっています。



## 4 生活状況アンケート（児童及び生徒）結果のポイント

調査サンプルが少ない事から、町の傾向までは把握できないため、実際に回答いただいた中から課題等を把握します。

### ① 学校への気持ち

- ・「本当は行きたいのに、家の事情などで学校に行けない日がある」  
→ まああてはまる4人、すごくあてはまる2人
- ・「学校を休みたいと思う事がよくある」 → まああてはまる20人、すごくあてはまる9人
- ・「本当は行きたい気持ちがあるが、行けない日がある」 → まああてはまる4人
- ・“生活困難層”では「学校を休みたいと思うことがある」がやや多くなっています。

### ② ヤングケアラー

- ・あなたが世話をしている家族の有無 → いる 10人
- ・世話をしている人 → 母親 5人、きょうだい 6人、父親、祖母、祖父 各3名
- ・行っているお世話の内容：
  - 「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が60.0%
  - 「きょうだいの世話」が50.0%
  - 「話し相手」と「生活の見守り」が共に40.0%
  - 「入浴やトイレの手助け」と「外出の付きそい」が共に20.0%
- ・世話をしている頻度については、「週に3～5日」が30.0%で最も多くなっています。

### ③ 子どもの思い

- ・努力すれば、できるようになる → あまりそう思わない6人
- ・自分の将来が楽しみだ → あまりそう思わない7人、そう思わない4人
- ・自分は価値のある人間だと思う → あまりそう思わない11人、そう思わない9人
- ・自分は家族に大事にされている → あまりそう思わない3人
- ・自分には安心して過ごせる場所がある → あまりそう思わない3人
- ・自分は誰かの役に立つことができる → あまりそう思わない7人、そう思わない7人
- ・自分のことが好きだ → あまりそう思わない11人、そう思わない9人

#### ④ 心配なこと

- ・「家族の団らんや会話が少ない」が 13.0%で最も多く、次いで「親が自分の気持ちをわかってくれない」が 11.6%となっています。
- ・“非生活困難層”が0%で“生活困難層”に挙げられていたのは、「親同士の仲が良くない」(12.5%)、「家にお金がない(少ない)」(12.5%)となっています。

#### ⑤ こどもの居場所について

- ・使ってみたい場所については、「(家以外で)休日にいることができる場所」と「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」が共に 42.0%で最も多くなっています。
- ・「使ってみたい」の割合についてみると、“生活困難層”は、「(学校以外で)勉強、進学、家庭のことなど、なんでも相談できる場所」が 56.3%で最も多くなっています。
- ・平日の放課後に夜までいることができる場所 ➡ つかってみたい 18 人
- ・休日に家以外でいることができる場所 ➡ 使ってみたい 29 人
- ・家の人がいないとき、夕ご飯を食べる事ができる場所 ➡ 使ってみたい 22 人

## 5 関係団体・事業所ヒアリング結果のポイント

田原本町内で子どもや子育てに関して活動している事業所・団体に対して、現在の状況や今後の方向性等について伺うため、ヒアリング調査を実施しました。

### ① 子どもや保護者が求める支援

<b>■居場所</b>	
	・季節に合ったイベントや参加型の講習を好み”親子共に”楽しいと感じられる場。
	・学童をもっと利用しやすくしてほしい。
	・子どもが人とつながる場所として、第三の居場所を求めている人が多い。
	・外で体を使って遊びたい子どもが多い。(小学生)
<b>■保護者のための場</b>	
	・悩んでいることについて話せる場を設ける。
	・身近(地域)で同じ境遇の家族と交流、繋がる場。
	・子どもと離れてほっと一息つくことが出来る時間や保護者同士で交流できる場を求めている。
	・思っている以上に地域内での同じ月齢、年齢をもつママ同士の交流の機会が少ない。
<b>■預かりの場</b>	
	・自己都合でいつでも預けることができ、家庭ではしつけられないことをやって欲しい。
<b>■情報提供</b>	
	・保育園情報や当ひろば以外にも親子共に利用できる施設の情報共有。
	・町内の子育てにまつわる情報を知る機会が少ない。

### ② 支援のために必要な事

<b>■居場所</b>	
	・思い切り身体を動かせる場所
	・赤ちゃんの時から同じ地区内で遊べる友達や知り合いが欲しい。
	・交流の場所の提供(子育て家族、高齢者、認知症、障害者等誰でも気軽に乗れる遊び場)
<b>■保護者のための場</b>	
	・町の管轄で同じ地区毎、月齢、年齢で交流できる機会を作って欲しい。
<b>■預かりの場</b>	
	・預かりでは子どもたち一人の成長をよく観察し、適した指導、言葉掛け、保育内容が重要であり、そのためのスキルが求められている。
	・ファミサポなど気軽に頼れるようにしてほしい。
<b>■情報提供</b>	
	・学童やファミサポの周知…今現在も町民便り等でされているが、「こういう困りごとがある場合はこれ」など何を頼ればよいのか?どこに問い合わせたらよいのか?情報を体系的に発信してほしい。
	・LINE等で子育てにまつわる情報を流す。

	・家族・子どもが何を求めているのか聴き取り(交流、サービス等)、それに合わせた情報提供。
--	--

### ③ 活動上の問題・課題

<b>■団体・組織の維持</b>	
	・コロナ禍で規模を縮小し活動してきたこと、仕事をしている方が増えてきていることから、団体として考えた時に人の定着や新規の加入が難しくなっている。
	・依頼会員(件数)に対して提供会員が不足している事。
	・提供会員に対するフォローアップ(追加研修や交流会等)が不十分。
	・大学生世代のボランティアを募集しているが、広報できる場が少ないため集まりにくい。
	・退職教職員のグループのため、高齢化が問題。リーダー自身、後期高齢者であり、会の存続自体が危ぶまれる。
	・後継者がいない。趣旨を引き継いで続けてくれる人が必要。
<b>■居場所</b>	
	・児童館なのに小・中・高生の活動するところがない。→主なニーズは「体を動かすこと」第三の居場所を目指したいが、場所がない、立地的に足を運びにくい、時間の制約がある(大きい子たちは夕方以降に使いたい)
<b>■交流・連携</b>	
	・他団体との交流(意見交換や情報共有)の機会が少ない。他団体がどのような活動をしているか、どのような人がいてどのような雰囲気かを知ることで、団体同士が相談に来た方を安心して紹介することができると思う。
<b>■新たな課題</b>	
	・父親若しくは母親、あるいは両親ともに外国籍の方の増加、ひとり親、20歳未満の若い親も見られる。それら異なる文化や様々な家庭・家族に対する適切な対応(言葉の壁あり、養子縁組家庭への対応なども)。

### ④ 必要な行政からの支援等

<b>■団体・組織の維持</b>	
	・グループ内の代表は毎年メンバー内の誰かがボランティアでしている。必要な方に活動内容を届けて欲しい。
	・ボランティア、参加者募集の広報(チラシ設置場所・情報発信)の機会。
	・活動に必要な広さが十分にあり、活動可能な建物や活動に協力してもらえる団体・行政の事業を知りたい。
<b>■助成金等</b>	
	・補助金や助成金
	・利用助成金(経済的に余裕がある方しか利用できていない)
	・子どもがお下がりのおもちゃで遊んでいる。できたら新しい1~2歳のおもちゃを買うための支援が欲しい。
<b>■施設の整備</b>	
	・建物全体が、こどもに合った環境として整っていない。館内はファミリー・サポートも利用するため、幼児用トイレと手洗い場の早急な設置、安全な避難経路の確保が必要。トイレは現在大人用でサイズが合っていない。
<b>■居場所</b>	
	・こどものすこやかな成長発達を考えた時、戸外遊びも必要。そのためには安全に遊べる庭、また体を存分に動かすことのできる遊具の設置を望む。

## 6 第2期計画の事業実績

「第2期子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の各事業の状況です。

### (1)教育・保育施設

#### ①1号認定

1号認定の第2期計画の量の見込みに対する実績値をみると、各年度共に量の見込みを下回っています。1号認定については、量の見込みも減少傾向で見込んでいましたが、それ以上の減少となっています。

		単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み			317	324	319	319	305
	1号認定		317	324	319	319	305
確保の内容			930	900	900	900	900
	特定教育・保育施設		930	900	900	900	900
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
利用実績			268	257	232	228	216
	1号認定		268	257	232	228	216
確保実績			960	960	960	780	780
	特定教育・保育施設		960	960	960	780	780
	確認を受けない幼稚園						
差分(実績値－計画値)							
	利用量		-49	-67	-87	-91	-89
	1号認定		-49	-67	-87	-91	-89
	確保量		30	60	60	-120	-120
	特定教育・保育施設		30	60	60	-120	-120
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0

## ②2号認定

2号認定の実績値をみると、令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度はやや減少に転じています。実績値は量の見込みを各年ともに上回っており、令和6年度では120人上回っています。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(a)		人	314	330	331	335	328
町外利用見込み(b)			32	32	32	32	32
町外からの利用見込み(c)			34	34	34	34	34
(a)-(b)+(c)			316	332	333	337	330
確保の内容			353	383	443	443	443
特定教育・保育施設			353	383	443	443	443
幼稚園+預かり保育			0	0	0	0	0
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
量の実績(a)			381	423	438	461	448
町外利用実績(b)			29	40	26	25	22
町外からの利用実績(c)			27	14	8	6	4
(a)-(b)+(c)			379	397	420	442	430
確保実績			376	405	421	465	474
特定教育・保育施設			335	365	365	405	415
幼稚園+預かり保育		41	40	56	60	59	
企業主導型保育施設							
認可外保育施設							
差分(実績値-計画値)							
利用量(a)		人	67	93	107	126	120
町外利用量(b)			-3	8	-6	-7	-10
町外からの利用量(c)			-7	-20	-26	-28	-30
(a)-(b)+(c)			63	65	87	105	100
確保量			23	22	-22	22	31
特定教育・保育施設			-18	-18	-78	-38	-28
幼稚園+預かり保育			41	40	56	60	59
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0

## ③3号認定(0歳児)

3号認定の0歳児については各年度1人程度の増加を見込んでいましたが、実績値は量の見込みをやや上回っています。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(a)		人	26	27	28	28	29
町外利用見込み(b)			2	2	2	2	2
町外からの利用見込み(c)			2	2	2	2	2
(a)-(b)+(c)			26	27	28	28	29
確保の内容			57	57	67	67	67
特定教育・保育施設			45	45	55	55	55
特定地域型保育事業			12	12	12	12	12
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
量の実績(a)			28	26	26	36	32
町外利用実績(b)			0	0	0	2	1
町外からの利用実績(c)			1	0	1	1	1
(a)-(b)+(c)			29	26	27	35	32
確保実績			28	51	51	57	62
特定教育・保育施設			20	39	39	45	45
特定地域型保育事業		8	12	12	12	17	
企業主導型保育施設							
認可外保育施設							
差分(実績値-計画値)							
利用量(a)		人	2	-1	-2	8	3
町外利用量(b)			-2	-2	-2	0	-1
町外からの利用量(c)			-1	-2	-1	-1	-1
(a)-(b)+(c)			3	-1	-1	7	3
確保量			-29	-6	-16	-10	-5
特定教育・保育施設			-25	-6	-16	-10	-10
特定地域型保育事業			-4	0	0	0	5
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0

### ④3号認定(1・2歳児)

3号認定の1・2歳児については、令和5年度までは実績値は量の見込みをやや下回っていましたが、令和6年度は実績値が11人上回っています。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(a)		人	227	220	220	220	221
町外利用見込み(b)			16	16	16	16	16
町外からの利用見込み(c)			18	18	18	18	18
(a)-(b)+(c)			229	222	222	222	223
確保の内容			219	219	249	249	249
特定教育・保育施設			193	193	223	223	223
特定地域型保育事業			26	26	26	26	26
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0
量の実績(a)			220	200	206	214	232
町外利用実績(b)			6	10	7	6	15
町外からの利用実績(c)			2	3	3	7	5
(a)-(b)+(c)			216	193	202	215	222
確保実績			182	182	182	216	230
特定教育・保育施設			156	156	156	190	190
特定地域型保育事業		26	26	26	26	40	
企業主導型保育施設							
認可外保育施設							
差分(実績値-計画値)							
利用量(a)		人	-7	-20	-14	-6	11
町外利用量(b)			-10	-6	-9	-10	-1
町外からの利用量(c)			-16	-15	-15	-11	-13
(a)-(b)+(c)			-13	-29	-20	-7	-1
確保量			-37	-37	-67	-33	-19
特定教育・保育施設			-37	-37	-67	-33	-33
特定地域型保育事業			0	0	0	0	14
企業主導型保育施設			0	0	0	0	0
認可外保育施設			0	0	0	0	0

## (2)地域子ども・子育て支援事業

## ①時間外保育事業(延長保育)

量の見込みは増加傾向にあるとして、毎年度 10 人程度増加すると見込んでいました。実績値は見込みを大幅に上回っており、令和3年度以降は増加傾向にあります。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	192	208	222	240	
確保の内容		192	208	222	240	
利用実績		2,814	2,664	2,799	3,034	
確保実績		2,622	2,456	2,577	2,794	
差分(実績値 - 計画値)						
利用量	人	2,622	2,456	2,577	2,794	
確保量		-192	-208	-222	-240	

## ②放課後児童健全育成事業

低学年・高学年ともにほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、実績値は、令和4年度まではほぼ横ばい、令和5年度に低学年・高学年ともに増加しています。

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
計画値①	量の見込み		288	284	283	282	290
		低学年	210	209	208	207	212
		1年生	80	80	80	79	81
		2年生	70	69	69	69	70
		3年生	60	60	59	59	61
		高学年	78	75	75	75	78
		4年生	45	44	44	44	45
		5年生	23	22	22	22	23
		6年生	10	9	9	9	10
	確保の内容		人	380	380	380	380
実績値②	登録者数		338	323	333	352	389
		低学年	259	259	253	252	294
		1年生	113	91	87	97	124
		2年生	88	99	80	84	97
		3年生	58	69	86	71	73
		高学年	79	64	80	100	95
		4年生	40	39	44	61	53
		5年生	21	21	24	21	36
		6年生	18	4	12	18	6
	差異 (②-①)	利用者		50	39	50	70
		低学年	49	50	45	45	82
		1年生	33	11	7	18	43
		2年生	18	30	11	15	27
		3年生	-2	9	27	12	12
		高学年	1	-11	5	25	17
		4年生	-5	-5	0	17	8
		5年生	-2	-1	2	-1	13
		6年生	8	-5	3	9	-4

### ③子育て短期支援事業(ショートステイ)

#### ■ショートステイ

利用者は令和3年度以降、増加傾向にあり、令和5年度では43人の利用となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	134	133	131	130	
確保の内容		134	133	131	130	
利用実績		10	9	28	43	
確保実績		134	133	131	130	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人	-124	-124	-103	-87	
確保量		0	0	0	0	

#### ■トワイライトステイ

第2期期間中の利用はありませんでしたが、利用のニーズは見込んでいます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	7	7	7	7	7
確保の内容		7	7	7	7	7
利用実績		0	0	0	0	0
確保実績		7	7	7	7	7
差分(実績値－計画値)						
利用量	人	-124	-124	-103	-87	-126
確保量		0	0	0	0	-126

### ④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、やや増加傾向で量の見込み量を設定しており、利用実績も増加傾向となっています。各年度ともに確保内容が利用実績を上回っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	11,213	11,100	11,211	11,379	
確保の内容1		11,213	11,100	11,211	11,379	
確保の内容2	か所	3	3	3	3	
利用実績	人回	4,807	6,102	6,820	7,538	
確保実績1						
確保実績2	か所	3	3	3	3	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人回	-6,406	-4,998	-4,391	-3,841	
確保量1		-11,213	-11,100	-11,211	-11,379	
確保量2		か所	0	0	0	0

## ⑤一時預かり事業

## ■一時預かり事業(幼稚園在園児)

幼稚園在園児対象の一時預かり事業は、増加傾向を見込んでおり、利用実績も増加傾向で推移しています。量の見込みは利用実績を上回っていますが、確保実績が利用を下回っています。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	10,020	10,805	11,237	11,827	
確保の内容		10,020	10,805	11,237	11,827	
利用実績		8,049	8,781	10,329	11,646	
確保実績		7,531	7,870	8,878	10,839	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人日	-1,971	-2,024	-908	-181	
確保量		-2,489	-2,935	-2,359	-988	

## ■一時預かり事業(幼稚園以外)

幼稚園以外の一時預かり事業は、わずかな増加傾向で見込んでいましたが、利用実績はほぼ横ばいで推移しています。各年度ともに確保内容が利用実績を上回っています。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人日	4,859	4,939	4,989	5,066	
確保の内容		4,859	4,939	4,989	5,066	
利用実績		2,814	2,664	2,799	3,034	
確保実績		2,814	2,664	2,799	3,034	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人日	-2,045	-2,275	-2,190	-2,032	
確保量		-2,045	-2,275	-2,190	-2,032	

## ⑥病児保育事業

量の見込みは、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいましたが、利用実績は令和3年度以降増加しており、令和5年度には前年度から670人増となっています。令和4年度までは確保の内容が利用実績を上回っていましたが、令和5年度には体調不良児対応型が大幅に伸びて利用実績を下回っています。

		単 位	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
量の見込み			1,388	1,380	1,390	1,379	
確保の内容			1,388	1,420	1,430	1,419	
病児保育事業			1,388	1,380	1,390	1,379	
病児対応(ごうさん)			40	40	40	40	
病児・病後児対応			9	11	10	15	
体調不良児対応型			1,339	1,329	1,306	1,290	
非施設型(訪問型)			0	0	0	0	
子育て援助活動支援事業 (病児・病後児対応)		人日	0	0	34	34	
利用実績			1,382	1,171	1,410	2,035	
確保実績			1,382	1,171	1,410	2,035	
病児保育事業			1,382	1,171	1,410	2,035	
病児対応(ごうさん)			4	18	12	57	
病児・病後児対応			9	29	11	0	
体調不良児対応型			1,369	1,124	1,387	1,978	
非施設型(訪問型)			0				
子育て援助活動支援事業 (病児・病後児対応)							
差分(実績値-計画値)							
利用量			-6	-191	32	713	
確保量			-6	-231	-8	673	
病児保育事業			-6	-209	20	656	
病児対応(ごうさん)			-36	-22	-28	17	
病児・病後児対応		人日	0	18	1	-15	
体調不良児対応型			30	-205	81	688	
非施設型(訪問型)			0	0	0	0	
子育て援助活動支援事業 (病児・病後児対応)			0	0	-34	-34	

## ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センター事業は令和2年度は利用がありませんでしたが、令和3年度以降の利用は増加傾向となっています。令和3年度以降の利用実績は量の見込みを上回っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	56	56	56	56	
確保の内容		56	56	56	56	
利用実績		0	72	780	606	
確保実績		0	72	780	606	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人日	-56	0	0	0	
確保量		-56	0	0	0	

## ⑧利用者支援事業

利用者支援事業は「母子保健型」1か所となっています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保の内容		1	1	1	1	1
基本型		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1
確保実績		1	1	1	1	1
基本型	か所	0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1
差分(実績値－計画値)						
確保量	か所	0	0	0	0	0
基本型		0	0	0	0	0
特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		1	1	1	1	1

## ⑨妊婦健康診査

妊婦健康診査の量の見込み(人)は、減少傾向で見込んでいましたが、利用実績はとほぼ横ばいの300人台で推移しています。利用回数については、令和3年度までは量の見込みを下回っていましたが、令和4年度以降は量の見込みを上回っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	人	247	242	237	232	
量の見込み(人回)	人回	2,578	2,531	2,472	2,425	
確保の内容(人)	人	247	242	237	232	
確保の内容(人回)	人回	2,578	2,531	2,472	2,425	
利用実績(人)	人	336	353	342	348	
利用実績(人回)	人回	2,405	2,448	2,706	2,511	
差分(実績値－計画値)						
利用量(人)	か所	89	111	105	116	
利用量(人回)		-173	-83	234	86	

## ⑩産後ケア事業

母子保健法の改正(令和元年)により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。令和4年度は年間利用者(延べ)が20人でしたが、令和5年度には66人と大きく増加しています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規申請者	人		0	31	30	
年間利用者(延べ)			0	20	66	

## ⑪乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みは、わずかな減少傾向で見込んでいましたが、利用実績は令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度では、利用実績が量の見込みを21人上回っています。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	219	215	210	206	
確保の内容		219	215	210	206	
利用実績		204	197	219	227	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人	-15	-18	9	21	

## ⑫養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は年度による変動が大きく、令和5年度の利用はありませんでした。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人	16	16	15	15	
確保の内容		16	16	15	15	
利用実績		28	7	44	0	
差分(実績値－計画値)						
利用量	人	12	-9	29	-15	

## 7 子ども・子育て支援事業計画及び母子保健計画の取組状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」における各事業の取組状況です。

### (1) 評価の基準

各事業の進捗状況、達成度評価、今後の方向性について、以下の評価基準で担当課による評価を実施しました。事業において担当課が複数ある場合は、課ごとの評価結果を集計していますので、評価数は事業数より多くなっています。

#### 【進捗状況】

評価	子ども・子育て支援事業計画	母子保健計画
A	計画通りに実施	実施
B	概ね計画通りに実施	検討・計画中
C	実施に少し遅れがある	未着手
D	実施していない	廃止・終了

#### 【達成度評価】

評価	両計画共通
1	十分な成果があった
2	ある程度の成果があった
3	あまり成果はなかった
4	成果はなかった

#### 【施策の方向性】

評価	両計画共通
1	内容を拡大して継続
2	これまで通りに継続
3	内容を改善して継続
4	縮小
5	廃止

## (2)進捗状況

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況は、「A. 計画通りに実施」が全57事業中33事業の57.9%となっています。「B. 概ね計画通りに実施」は15事業の26.3%となっています。「C. 実施に少し遅れがある」は2事業で、「基本目標1」「基本目標2」にそれぞれ1事業となっています。

「母子保健計画」の進捗状況は、「A. 実施」が100%となっています。

### 【第2期子ども・子育て支援事業計画】

	A 計画通り		B 概ね計画通り		C 少し遅れ		D 未実施		評価 なし	総計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
基本目標1	12	70.6%	4	23.5%	1	5.9%	0	0.0%	0	17
(1)教育・保育環境の充実	3	75.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	7	77.8%	1	11.1%	1	11.1%	0	0.0%	0	9
(3)子育てと社会生活の両立支援	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
基本目標2	6	42.9%	6	42.9%	1	7.1%	0	0.0%	1	14
(1)交流の推進とネットワークづくり	3	42.9%	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(2)相談支援と情報提供体制の充実	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	3
(3)家庭の子育て力と教育力の強化	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	4
基本目標3	15	57.7%	5	19.2%	0	0.0%	1	3.8%	5	26
(1)子育てに適したまちづくり	5	55.6%	2	22.2%	0	0.0%	1	11.1%	1	9
(2)子どもと親の健康確保	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(3)すべての子どもの見守りと支援の推進	3	30.0%	3	30.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	10
総計	33	57.9%	15	26.3%	2	3.5%	1	1.8%	6	57

### 【母子保健計画】

	A 実施		B 検討・計画中		C 未着手		D 廃止・終了		評価 なし	総計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
母子保健										
(1)個別相談支援	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)ポピュレーションアプローチ	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(3)学校等との連携	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2
総計	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	10

■第2期子ども・子育て支援事業計画「C. 実施に少し遅れがある」事業

基本目標	施策の方向	事業	取組の問題点・課題	所管課
<基本目標1> 教育・保育と子育て支援の充実	(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	一時預かり事業の充実	保育園の待機者の受け皿としての対応はできておらず、ニーズに対して確保量が不足している。	こども未来課
<基本目標2> 地域と家庭の子育て力強化	(3)家庭の子育て力と教育力の強化	男女平等についての教育推進と啓発	意識啓発中心の男女共同参画推進だけでは十分でなくなってきており、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが課題。	総務課

■第2期子ども・子育て支援事業計画「D. 実施していない」事業

基本目標	施策の方向	事業	取組の問題点・課題	所管課
<基本目標3> 健やかな成長を支える環境整備	(1)子育てに適したまちづくり	公共施設や道路のバリアフリー化の推進	スロープ等の設置は完了しているが、エレベーターの設置については、北小学校のみで、残る小学校4校・中学校2校は未設置。建物構造的に設置は困難である。	教育総務課

### (3)達成度評価

「第2期子ども・子育て支援事業計画」の達成度評価は、「1. 十分な成果があった」が全 57 事業中 19 事業の 33.3%となっています。「2. ある程度の成果があった」は 29 事業の 50.9%となっています。「3. あまり成果はなかった」は2事業、「4. 成果はなかった」は1事業となっています。

「母子保健計画」の達成度評価は、「1. 十分な成果があった」が全 10 事業中5事業となっています。

#### 【第2期子ども・子育て支援事業計画】

	1. 十分な成果があった		2. ある程度の成果があった		3. あまり成果はなかった		4. 成果はなかった		評価なし	総計
基本目標1	8	47.1%	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%	0	17
(1)教育・保育環境の充実	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	6	66.7%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	9
(3)子育てと社会生活の両立支援	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	4
基本目標2	5	35.7%	7	50.0%	1	7.1%	0	0.0%	1	14
(1)交流の推進とネットワークづくり	3	42.9%	4	57.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(2)相談支援と情報提供体制の充実	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	3
(3)家庭の子育て力と教育力の強化	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	4
基本目標3	6	23.1%	14	53.8%	0	0.0%	1	3.8%	5	26
(1)子育てに適したまちづくり	4	44.4%	3	33.3%	0	0.0%	1	11.1%	1	9
(2)子どもと親の健康確保	2	28.6%	5	71.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(3)すべての子どもの見守りと支援の推進	0	0.0%	6	60.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	10
総計	19	33.3%	29	50.9%	2	3.5%	1	1.8%	6	57

#### 【母子保健計画】

	1. 十分な成果があった		2. ある程度の成果があった		3. あまり成果はなかった		4. 成果はなかった		評価なし	総計
母子保健										
(1)個別相談支援	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)ポピュレーションアプローチ	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(3)学校等との連携	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2
総計	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	10

■第2期子ども・子育て支援事業計画「3. あまり成果はなかった」事業

基本目標	施策の方向	事業	取組の問題点・課題	所管課
<基本目標1> 教育・保育と子育て支援の充実	(3)子育てと社会生活の両立支援	家庭と仕事の両立のための支援の充実	家庭と仕事の両立について、パンフレット、チラシ等を配布し、情報発信を行っているが、悩み相談が寄せられたことはない。	地域産業推進課
<基本目標2> 地域と家庭の子育て力強化	(3)家庭の子育て力と教育力の強化	男女平等についての教育推進と啓発	意識啓発中心の男女共同参画推進だけでは十分でなくなってきており、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが課題。	総務課

■第2期子ども・子育て支援事業計画「4. 成果はなかった」事業

基本目標	施策の方向	事業	取組の問題点・課題	所管課
<基本目標3> 健やかな成長を支える環境整備	(1)子育てに適したまちづくり	公共施設や道路のバリアフリー化の推進	スロープ等の設置は完了しているが、エレベーターの設置については、北小学校のみで、残る小学校4校・中学校2校は未設置。建物構造的に設置は困難である。	教育総務課

## (4)事業の方向性

今後の事業の方向性について、「第2期子ども・子育て支援事業計画」では、「1. 内容を拡大して継続」が全 57 事業中6事業の 10.5%、「2. これまで通りに継続」が 40 事業の 70.2%となっています。「3. 内容を改善して継続」は3事業となっています。

「母子保健計画」の今後の事業の方向性については、「2. これまで通りに継続」が全 10 事業中9事業となっています。

### 【第2期子ども・子育て支援事業計画】

	1. 内容を拡大して継続		2. これまで通りに継続		3. 内容を改善して継続		4. 縮小		評価なし	総計
基本目標1	2	11.8%	13	76.5%	1	5.9%	0	0.0%	1	17
(1)教育・保育環境の充実	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	2	22.2%	5	55.6%	1	11.1%	0	0.0%	1	9
(3)子育てと社会生活の両立支援	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
基本目標2	2	14.3%	10	71.4%	1	7.1%	0	0.0%	1	14
(1)交流の推進とネットワークづくり	0	0.0%	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(2)相談支援と情報提供体制の充実	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	3
(3)家庭の子育て力と教育力の強化	0	0.0%	2	50.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	4
基本目標3	2	7.7%	17	65.4%	1	3.8%	0	0.0%	6	26
(1)子育てに適したまちづくり	0	0.0%	4	44.4%	1	11.1%	0	0.0%	4	9
(2)子どもと親の健康確保	1	14.3%	6	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	7
(3)すべての子どもの見守りと支援の推進	1	10.0%	7	70.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	10
総計	6	10.5%	40	70.2%	3	5.3%	0	0.0%	8	57

### 【母子保健計画】

	1. 内容を拡大して継続		2. これまで通りに継続		3. 内容を改善して継続		4. 縮小		評価なし	総計
母子保健										
(1)個別相談支援	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	4
(2)ポピュレーションアプローチ	0	0.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4
(3)学校等との連携	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	2
総計	0	0.0%	9	90.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10

■第2期子ども・子育て支援事業計画「3.内容を改善して継続」事業

基本目標	施策の方向	事業	今後の取組の内容	所管課
<基本目標1> 教育・保育と子育て支援の充実	(2)地域子ども・子育て支援事業の充実	一時預かり事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者が必要とする一時預かり事業の確保に努め、利用者のニーズに応じた事業の提供に努めます。</li> <li>●利用者ニーズの増加に応じるため、令和6年4月より、田原本駅前ビルの小規模保育所において、土日祝日利用可能な一時預かり事業を開始しました。今後も各事業・サービスの充実・拡充を図り、適切な利用施設の確保に努めていきます。</li> </ul>	こども未来課
<基本目標2> 地域と家庭の子育て力強化	(3)家庭の子育て力と教育力の強化	ジェンダー平等についての教育推進と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県や各種団体が主催するイベント等のチラシの配布や情報の提供を通じて啓発を行います。</li> <li>●女性の働きやすさの改善や女性の活躍場所の創出、また、ジェンダーレスの取組を推進します。</li> </ul>	総務課
<基本目標3> 健やかな成長を支える環境整備	(1)子育てに適したまちづくり	公共施設や道路のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設におけるバリアフリー化を推進します。</li> <li>●役場内男性トイレへの、ベビーチェア設置を行います。</li> </ul>	総務課 教育総務課

## 8 子ども・子育てを取り巻く課題

田原本町の人口は減少傾向にあります。わずかな減少で大きな減少はみられません。しかし、年齢ごとに推移をみると、15歳未満の年少人口比率はほぼ横ばいで推移しており、高齢化率がやや進行している状況にあります。

転出・転入の状況をみると、転入者数・転出者数ともに増減を繰り返して推移していますが、一貫して転入者数が転出者数を上回っており、純移動数(転入者数－転出者数)がプラスとなっています。

世帯数の推移についてみると、世帯数は平成17年以降一貫して増加しており、それにより、世帯あたり人員は減少が続いています。世帯人員が減少していることから、家庭内に子育て協力者も減少していると考えられ、子育てする保護者にとって負担が大きくなる要因の1つであると考えられます。

出生数は、ほぼ横ばいで推移しており、合計特殊出生率は全国値や奈良県が減少傾向にある中で、田原本町では令和2年以降、上昇傾向にあり、令和4年には全国値や奈良県に比べ高くなっています。

年齢ごとの女性の労働力率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが田原本町でもみられ、出産や育児により仕事から離れる方がいることが見受けられます。奈良県とほぼ同じようなM字カーブとなっています。

また、『子ども・子育てに関するアンケート』では、両親で子育てをする家庭が増えているという結果となっていますが、子育てを主にする方が「父母ともに」との回答が5年前より増加しており、この傾向を継続していくことが重要です。

さらに、仕事と子育ての両立について、『子ども・子育てに関するアンケート』で伺ったところ、両立が負担に感じる割合が高くなっているため、働く保護者への支援も必要となってきています。

『子ども・子育てに関するアンケート』で子育て情報の入手先について伺うと、「インターネット(ケータイ・スマホ利用)」が最も多く6割以上となっていることから、スマートフォンの利用を想定した分かりやすい情報提供の方策についても検討していく必要があります。

『関係団体・事業所ヒアリング』では、自らの団体・組織の維持について厳しい状況であるとの意見が散見されるため、子育てをサポートする団体・組織の支援についても検討する必要があります。

「田原本町がより子育てしやすいまちになるために必要なこと」を、アンケートで伺ったところ、近年の経済状況の厳しさから「保育料や教育費の負担軽減」を求める声が多く挙がっており、子育ての悩みとしても「子育てに出費がかさむ」ことが2番目に多く挙げられていました。

こどもの貧困対策を含む経済的な支援だけでなく、様々な場面で子育てを支援していくことで、負担感の減少につながるよう、サービスや支援事業の情報提供を充実させ、サポートや事業の活用結びつけていくことが重要であると考えられます。

## 第4章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

「子ども・子育て支援制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

田原本町では、「田原本町子ども・子育て支援事業計画」において、『すくすくと 子どもが育つ たわらもと』を基本理念と定め、子育て支援に取り組んできました。本計画においても、引き続きその考えを継承し、家庭と地域や社会が一体となって子どもの成長を支えるまちの実現を目指すべく、以下の基本理念を定めます。

すくすくと 子どもが育つ たわらもと

## 2 基本的な視点

本計画の策定にあたり、以下の4つを基本的な視点と定めます。

### 【子どもの視点】すべての子どもが健やかに育つまちづくり

個々の環境に左右されることなく、すべての子どもが尊厳と希望を持って健やかに育つまちづくりを進めます。

### 【家庭の視点】すべての親が安心して子育てできるまちづくり

すべての親が過度の負担や不安を負うことなく、安心して子どもを育てられるまちづくりを進めます。

### 【地域の視点】地域みんなで子どもを育てるまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育てに協力し、互いに支え合い、積極的に助け合うまちづくりを進めます。

### 【社会の視点】社会全体で子育てを支援するまちづくり

個々の負担を軽減し、社会全体で子どもや子育て家庭を支え、支援するまちづくりを進めます。

### 3 基本目標

本町では、平成9年の地域保健法の改正により乳幼児健診が町での実施となり、その後の支援を含め、妊娠～出産～就学までの子育て期のかかわりをすべて町で担うこととなりました。その中で、子育て支援・発達支援・虐待予防の視点で「安心して子育てができる町」を目指し、平成9年より母子保健計画を策定し事業を展開してきました。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期間が令和 17 年3月 31 日まで 10 年間延長されました。

本計画は「子ども・子育て支援法」によることから、基本目標については、「子ども・子育て支援制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画と「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画、母子保健計画を一体的に策定していきます。

本計画の策定にあたり、以下の4つを基本目標と定めます。

#### 基本目標1:親子の健康の確保及び増進

子ども・子育て支援事業の実施にあたって、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を図りながらまちづくりを進めます。

#### 基本目標2:地域と家庭の子育て力強化

交流や連携、相談支援や情報提供の充実により、地域や家庭の子育て力の強化を目指します。

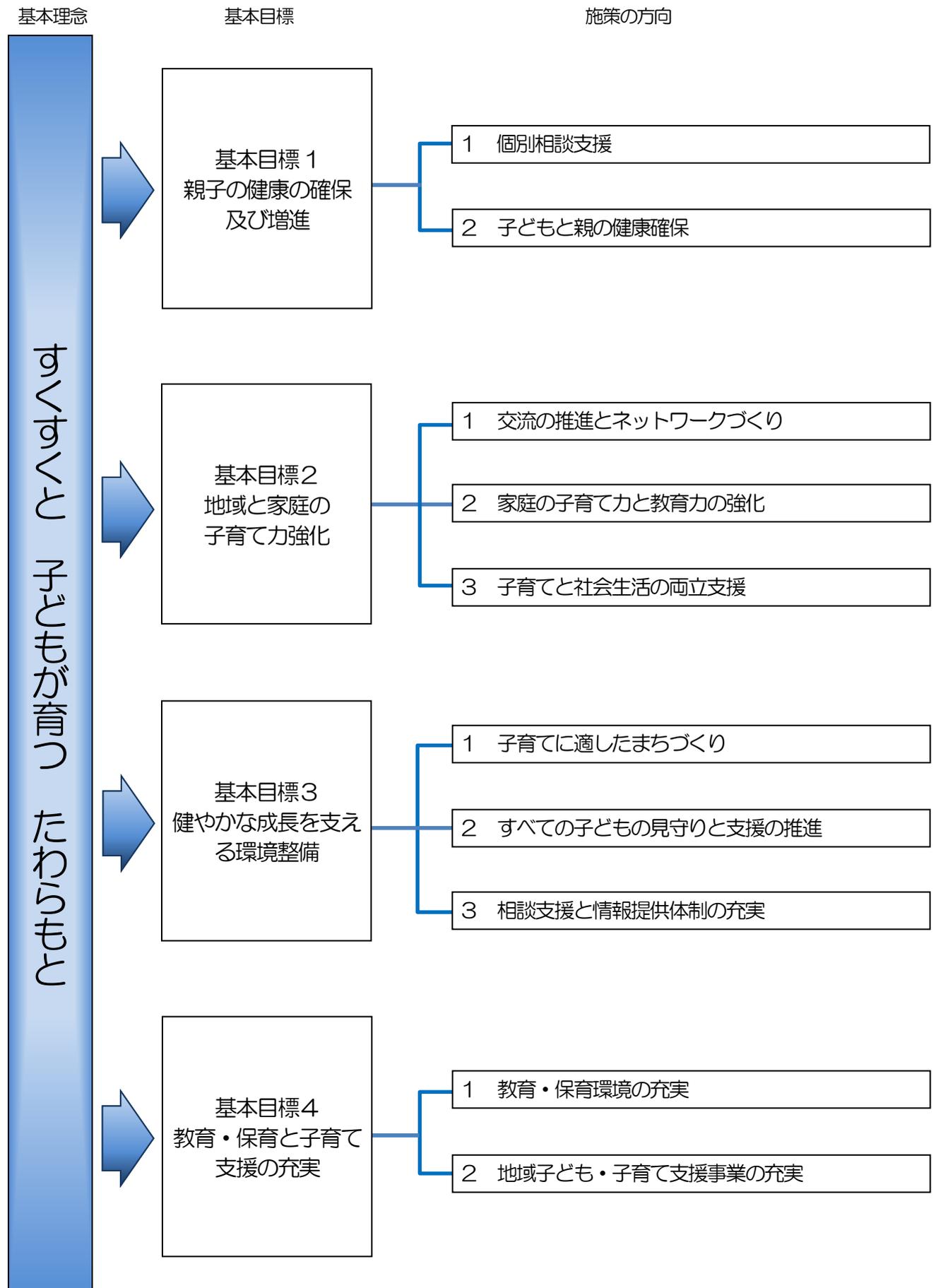
#### 基本目標3:健やかな成長を支える環境整備

安心・安全な環境整備と健康の確保により、子どもたちが健やかに育つまちづくりを目指します。

#### 基本目標4:教育・保育と子育て支援の充実

教育・保育の量の確保と質の向上を図るとともに、子育てと社会生活の両立の推進を目指します。

## 4 施策の体系





## 第5章 施策の展開



## 基本目標1 親子の健康の確保及び増進

### 1 個別相談支援

すべての母子について、妊娠から出産、子育てまで、様々な相談に対応するとともに、健康診査などの保健事業を実施し、子どもの心身ともにすこやかな成長を支援します。

特に、母子保健法の改正(令和元年)により、令和3年度から市区町村の努力義務となった「産後ケア事業」については、利用実績が増加し、利用者アンケートにおいて全員が「満足できた」と回答しており、産後の心身の健康管理に有効な支援になっていると考えられます。今後も「産後ケア事業」の充実を図り、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施していきます。

<b>1 妊娠期からの支援介入・関係構築</b> [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠 32 週頃、出産後に面談とアンケートを行い、相談への対応や必要なサービスの案内を行っています。</li> <li>●来所や家庭訪問での出産・育児準備支援(妊娠期の体調管理、禁煙指導、沐浴実施、個別のパパママ教室など)を実施します。</li> </ul>
<b>2 支援者間の連携強化</b> [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援フローの作成により、地区担当保健師・事業担当助産師などの役割を明確にし、スムーズな連携と周産期におけるより良い支援を目指します。</li> </ul>
<b>3 作業療法士の専門相談</b> [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤ちゃん体操教室(OT)を年 18 回年、すこやか相談を年 12 回実施します。</li> </ul>
<b>4 多様なニーズに合わせた相談体制の整備</b> [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問や健診等で継続支援が必要な家庭や、育児に関する相談を希望する家庭に電話相談を実施しています。</li> <li>●オンライン相談を実施し、LINE 相談の導入を検討します。</li> </ul>
<b>5 産後ケア事業の利用促進</b> [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度より助産院等に委託して産後ケア事業を開始し、これまで委託先を増やし、利便性を高めています。</li> <li>●利用案内を充実させ、広く周知します。</li> </ul>

## 2 子どもと親の健康確保

田原本町では、乳幼児健診を実施し、未受診者への葉書や電話での受診勧奨と状況把握を行い、また乳幼児健診では問診票等での聞き取りを行いつつ、親子の心の状況についても把握に努めるなど、町内のすべての子どもに対する健康確保に努めています。

また食育についても、保育園・幼稚園・小学校、ボランティア等と連携し、食育の講話や調理実習等を実施しています。

アンケートでは就学前児童保護者は「食事や栄養に関すること」が上位3項目の悩みに入っており、重要な部分として今後も引き続き事業を実施していく必要があると考えられます。

青少年の健全育成についても、学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施や、コンビニエンスストアを中心とする店舗における非行防止の啓発活動等も実施しており、今後も継続的に取り組むことが重要です。

1 妊産婦～乳幼児への切れ目ない保健体制の確立		[こども未来課] [健康福祉課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健診、妊婦訪問の充実とともに、妊婦相談を通じて安心して妊娠～出産が迎えられる環境づくりを進めます。</li> <li>●母性健康管理指導事項連絡カードにより、母性の健康管理を支援します。</li> <li>●乳幼児健診の受診勧奨に努め、未受診者には個別通知や電話連絡等による受診勧奨を行い、状況把握に努めます。</li> <li>●予防接種の未接種者を把握し、接種率の向上に努めます。</li> <li>●乳幼児健診や相談の機会を活用し、親子の心の状況の把握に努めます。</li> <li>●乳幼児突然死症候群の予防や乳幼児に多い事故の防止に向けて、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時にリーフレット等を配布し、情報提供を行います。</li> <li>●全数を対象とした乳児家庭全戸訪問事業を実施し、出産後～乳児期の子どもの支援の充実や、産後の母親の体調や気持ちの把握に努めます。</li> <li>●不妊に関する相談や不妊治療に対する治療費助成制度、不育治療等の広報に努めます。</li> </ul>	

2 小児医療の充実		[健康福祉課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけ医を持つことの啓発を行います。</li> <li>●磯城休日応急診療所を休日に開設しており、今後も一次救急体制の充実に努めます。</li> <li>●広報や訪問・健診の機会を通じて、休日や夜間の電話相談等の小児医療体制についての周知を図ります。</li> <li>●小児深夜救急及び産婦人科一次救急医療事業についての周知を図ります。</li> </ul>	

3 「食育」の推進		[健康福祉課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「第3次田原本町食育推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携し、保護者・児を対象に園・学校を通じた各種お便りの配布による啓発や調理実習・野菜の栽培収穫体験等の実践を通じた取組を推進します。</li> </ul>	
4 青少年の心身の健全育成		[教育総務課] [生涯教育課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健全育成に関する啓発活動を継続して行い、未成年の喫煙・飲酒、薬物乱用の防止等、青少年の心身の健康を大切にする教育を推進します。</li> <li>●青少年悩みごと相談、やすらぎ相談を継続して実施し、青少年の健全育成を促進します。</li> </ul>	

## 基本目標2 地域と家庭の子育て力強化

### 1 交流の推進とネットワークづくり

地域のつながりの希薄化は、多くの自治体でも問題視されており、アンケートにおいて、就学前児童保護者の8.8%が「子育てに追われ、社会から孤立するようになる」と回答しており、孤立感を不安に感じている保護者の方が、田原本町においてもみられるという現状です。

アンケートの別の設問において、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭の割合が減少してきている現状もみられ、子どもが多様な世代の方と関わって育つ機会が少なくなっています。

またヒアリングにおいても、保護者同士の交流の減少・重要性が指摘されており、現在実施している保護者同士の交流のほか、世代を超えた町民の連携による世代間交流の取組も意識の醸成に努めながら、これまでに引き続き実施していく必要があると考えられます。

1 仲間づくり・交流支援 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	●若年、外国籍、多胎の妊産婦や母親が交流できる場を提供します。

2 子育て中の親子の交流の推進 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パパママ教室、赤ちゃん体操教室、離乳食教室等を通じて、子育て中の親同士の交流を促します。</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等で、子育て中の親子が交流する場に出て行きやすくなるよう、チラシ等を用いて情報を提供し、交流を促します。</li> <li>●子育て世代包括支援センターをはじめとする様々な場所で、子育て交流に関する情報を広く提供し、交流への参加を啓発します。</li> <li>●子育て支援サークルの活動について、乳幼児健康診査や訪問時の情報提供に努めるとともに、活動への参加を促します。</li> </ul>

3 地域における子育て支援の啓発 <span style="float: right;">[教育総務課] [生涯教育課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるために、町内小中学校にコミュニティスクールを導入しています。</li> <li>●地域、学校、家庭の連携を図り、それぞれが子育ての喜びを共有できるような社会づくりを啓発します。</li> <li>●子ども会活動を推進し、子どもたちと地域の人をつなぐふれあいの場づくりを推進します。</li> </ul>

4 世代間交流の推進		[こども未来課] [教育総務課] [生涯教育課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の関係団体等と、性別や年齢にかかわらず、様々な人と交流する場の提供を進めます。</li> <li>●町内保育園における世代間交流について、広報等により情報を提供するとともに、参加を啓発します。</li> <li>●学童保育において、児童が自分より小さな子どもの世話をする機会の充実を図ります。</li> <li>●他機関と連携し、それぞれの取組を統合し協力し合って、地域の中で世代間の交流・支え合いの取組を広げていける、地盤づくりを進めます。</li> <li>●児童が乳幼児とふれあうことのできる機会を提供するとともに、幼稚園と小学校の連携を強化します。</li> </ul>	

5 子育て支援のネットワークづくり		[こども未来課] [健康福祉課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年9月より、こども家庭センターを設置し、多様なサービスや地域資源を組み合わせてコーディネートを行うとともに、関係機関の連携を強める体制を構築しています。</li> <li>●子どもの遊びや発達に関することなど多岐にわたる支援が行えるように、子育て支援者等の研修や会議を開催し、引き続き、顔の見えるネットワークの形成に努めます。</li> <li>●民生児童委員やふれあいセンターが実施している事業について、田原本町社会福祉協議会と連携し、情報の提供に努めます。</li> </ul>	

## 2 家庭の子育て力と教育力の強化

男女平等や男女共同参画社会の啓発が進められる中、田原本町では子育てを「父母ともに」行っている割合が、5年前と比べ増加しており、家庭における共同が進んできている現状がみられるため、今後も引き続き取組を進めていくことが重要です。

また、家庭における子育て力や教育力の強化に向けて、研修や学習機会の創出を行い、家庭教育の推進を行ってきましたが、近年、共働きが増加しているため研修等に参加できる保護者が減少傾向となっているため、実施方法等についてよりよい方策を検討する必要があります。

1 ジェンダー平等についての教育推進と啓発		[教育総務課] [総務課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校教育において、人権尊重を基盤とし、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女平等教育の推進に努めます。</li> <li>●県や各種団体が主催するイベント等のチラシの配布や情報の提供を通じて啓発を行います。</li> <li>●女性の働きやすさの改善や女性の活躍場所の創出 また、ジェンダーレスの取組を推進します。</li> </ul>	

2 家庭における男女共同参画による子育て力の強化の推進 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●父親の子育てを促す情報提供の充実に努めます。</li> <li>●父親と子どもが対象となる事業や参加しやすい事業の実施について検討を進めます。</li> <li>●母子健康手帳交付時や、パパママ教室、赤ちゃん体操教室、乳幼児健診の機会を捉えて、子育てにおいて両親がともに関わる楽しさと必要性について啓発を進めます。</li> </ul>

3 家庭の教育力の向上 <span style="float: right;">[こども未来課][生涯教育課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子手帳交付時に父親の子育て力アップについての小冊子を配布しています。</li> <li>●家庭における教育力を養うため、啓発活動の実施や学習機会の提供に向けた支援に努めます。</li> <li>●各園・小・中学校で実施している家庭教育学級の内容を継続して実施します。</li> </ul>

4 育児技術や知識の啓発 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●SMS(ショートメッセージサービス)を活用した案内を開始しています。</li> <li>●LINE や子育てアプリを活用した育児情報の提供を行います。</li> </ul>

### 3 子育てと社会生活の両立支援

女性の社会参加が推進される中、育児と仕事の両立は大きな問題となっています。アンケートにおいても、就学前児童保護者は8割以上の方が「仕事と子育てを両立するのは大変負担である」と回答しており、両立支援は大変重要であると考えられます。

田原本町においては、育児休業制度をはじめとする両立支援に関する情報提供を行い、仕事との両立支援を実施するほか、イベント等でのベビーシッター配置など、社会参画への支援も行っています。今後もこういった支援を継続していくことが重要です。

また、結婚や出産により30代頃に仕事を離れる女性も一定数おり、いわゆる「M字カーブ」が田原本町でもみられるため、そういった方への雇用支援についても、引き続き実施していく必要があると考えられます。

1 育児支援ヘルパー派遣事業の対象の拡充 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用対象を妊娠期からも利用できるよう拡大しました。</li> <li>●有料サービス(低料金)としました。</li> <li>●ヤングケアラー等の支援もできるように整備します。</li> </ul>

2 家庭と仕事の両立のための支援の充実		[地域産業推進課] [こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関から送付される両立支援についてのリーフレットやポスター等を掲出することにより、啓発を進めます。</li> <li>●働く女性・男性のための出産・育児に関する育児休業等の制度について、情報の提供に努めます。</li> <li>●母子健康手帳交付時、妊婦相談時、乳幼児健康診査時等様々な機会に、働く女性・男性のための育児情報提供を実施します。</li> <li>●母子健康手帳交付時に、事業主には妊産婦に対し「不利益取扱いの禁止」が定められていることの周知に努めます。</li> </ul>	
3 女性の雇用・再雇用の促進		[地域産業推進課] [こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ハローワーク等の関係機関との連携により、リーフレットや広報等を活用し、女性の求人情報や企業合同説明会等の情報提供に努めます。</li> <li>●駅前ビルの相談スペースにて、ひとり親支援のスマイルセンターの個別相談の調整に努めます。</li> </ul>	
4 子育て中の保護者の社会参画への支援		[生涯教育課] [関係各課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て中の保護者が社会参画しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>●子育て中の保護者の社会参画の機会を設けるため、講演会等でベビーシッターを配置しています。</li> </ul>	

## 基本目標3 健やかな成長を支える環境整備

### 1 子育てに適したまちづくり

安全で安心して子育てできる環境は重要で、アンケートにおいても、田原本町が子育てしやすくなるために必要なこととして「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が2番目に多く回答されており、多くの保護者にとって重要視されていることがわかります。

田原本町ではこれまで多くの公共移設におけるバリアフリー化を推進し、安全面に配慮した環境整備を進めてきており、すべての公共施設におけるバリアフリー化まで、今後も引き続き進めていく必要があります。

また、交通安全や犯罪に対する安全安心に対しても、これまでに引き続き、交通安全の啓発や防犯意識の高揚に努め、子どもを取り巻く環境の整備を進めていくことが重要です。

1 公共施設や道路のバリアフリー化の推進		[まちづくり建設課] [関係各課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共施設におけるバリアフリー化を推進します。</li> <li>●役場内男性トイレへの、ベビーチェア設置を行います。</li> <li>●新設道路整備に際し、バリアフリー基準に基づく整備を行います。既存の道路に関しては、周辺環境との調整を行いつつ整備を進めます。</li> </ul>	

2 親と子が安心して過ごせる環境の整備		[生涯教育課] [土木管理課] [こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てを取り巻く現状についての情報交換を継続して実施し、子どもが健やかに育つ環境整備に努めます。</li> <li>●公園施設や遊具について、計画的に更新・修繕を行います。</li> <li>●「安全・安心に遊べる場」の提供方法を今後検討していきます。</li> </ul>	

3 子どもを事故や犯罪から守る活動の推進		[防災課] [教育総務課] [生涯教育課] [関係各課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天理交通対策協議会と連携して、警察署前、駅前、国道 24 号線において交通安全の啓発を行います。</li> <li>●田原本町交通安全母の会との連携を強化します。</li> <li>●通学の安全対策</li> <li>●防犯意識の高揚を図るため、広報紙による啓発を行うとともに、警察等関係機関との連携を強化します。</li> <li>●青色回転灯による定期的な防犯パトロールを実施します。</li> <li>●青少年指導員との連携により、町内の店舗等の巡視を行います。</li> <li>●地域の方に協力依頼を行い、子ども 110 番の家の設置をさらに拡充します。</li> <li>●災害等の発生に備え、避難訓練の実施等、子どもをはじめ要配慮者の安全確保を図るための対策を推進します。</li> </ul>	

## 2 すべての子どもの見守りと支援の推進

ひとり親家庭や貧困家庭、障がいのある児童や外国につながる児童、児童虐待やひきこもり等、各家庭が抱える悩みは様々で、多様なすべての家庭に対し、支援を行っていくことは、とても重要です。

田原本町では、令和6年の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は25人、療育手帳所持者数はやや増加傾向にあり令和6年では122人となっています。また、虐待に関する相談も令和5年で146件あり、虐待に悩む方も減少していません。

今後も引き続きすべての家庭に対して必要な支援が届くよう、施策を推進する必要があります。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 <span style="float: right;">[こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当の申請の際にパンフレットを配布し、制度等の周知に努めます。</li> <li>●それぞれの家庭に応じた経済的支援や相談事業の充実を図り、広報等による周知と利用の促進に努めます。</li> <li>●スマイルセンターの出張相談を町内で実施できるよう調整するなどの取組に努めます。</li> </ul>
2 障がいの早期発見と支援の推進 <span style="float: right;">[健康福祉課] [こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査等において、障がいの早期発見に努めます。</li> <li>●幼稚園、保育園等との連携を強化し、発達障がい等の早期発見に努めます。</li> <li>●関係機関や専門機関との連携を図り、障がいのある子どもの子育て支援や療育、適正就学に向けての相談対応や継続的な支援に努めます。</li> </ul>
3 児童虐待防止対策の充実 <span style="float: right;">[健康福祉課] [こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央こども家庭相談センターをはじめ、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止及び早期発見に努めます。</li> <li>●健診未受診者や転入者等の状況把握に努めるとともに、家庭訪問等を実施し、虐待を防止するための活動を推進します。</li> <li>●医療機関等関係機関との連携を図りながら、虐待予防を目的とした妊娠期からの支援及び養育支援訪問の充実に努めます。</li> <li>●子どもを守る地域ネットワークの機能を強化するため、地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組等を実施します。</li> <li>●虐待の早期発見、早期対応に力を入れるとともに、子ども自身が虐待やいじめ等の暴力から身を守る方法を学ぶための研修等の機会を充実させます。</li> </ul>

<b>4 いじめや不登校の防止</b> <span style="float: right;">[教育総務課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門機関と連携を図り、いじめや非行、不登校の未然防止に向けて、児童・生徒本人やその保護者を対象に適切な指導や相談活動の充実を図ります。</li> </ul>
<b>5 子どもの貧困対策の推進</b> <span style="float: right;">[健康福祉課] [こども未来課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会問題化している子どもの貧困を防止するため、子育て家庭の経済状況や生活状況を見守り、必要な支援の推進に努めます。</li> <li>●必要に応じ、中和福祉事務所や、中和吉野自立サポートセンターにつないでいます。</li> <li>●教育部局と連携し、こどもの居場所づくりやヤングケアラーの実態把握及び支援の仕組みを作ります。</li> </ul>
<b>6 外国につながる子どもに対する総合的な支援</b> <span style="float: right;">[こども未来課] [教育総務課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本語を母国語としない児童が在籍する学校に、日本語指導教員を配置しています。</li> <li>●外国籍の保護者をもつ子どもや帰国子女等、配慮を必要とする外国につながる子どもに対して、ニーズに応じた支援を実施します。</li> <li>●外国に籍のある妊産婦への支援を実施します。</li> </ul>

### 3 相談支援と情報提供体制の充実

田原本町では、平成31年より子ども家庭総合支援総合拠点を設置し、子育て包括支援センターと一体的な相談体制の整備を行ったり、町のホームページに子育てネットを展開し、町内保育園の子育て支援等の紹介を実施したりするなど、相談体制や情報提供体制の充実に努めてきました。

ヒアリングにおいても、「困りごとに対して相談でき、託児・預け先が必ず確保できるという安心感」が求められているという意見もあるため、今後もそういった相談体制や情報提供体制の充実を進めることが重要です。

また、アンケートにおける希望する情報入手先として、インターネット(ケータイ・スマホ利用)と回答する方が多くなっていることから、そういった媒体も含めた情報提供が今後はより必要となってくると考えられます。

<b>1 相談支援体制の充実</b> <span style="float: right;">[こども未来課] [教育総務課]</span>	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携しながら、子どもや保護者の身近な場所で相談事業を実施し、その利用の啓発を推進します。</li> <li>●令和6年9月より母子保健と児童福祉を一体的に実施することも家庭センターは、児童館、児童家庭支援センター等と連携を図り、様々な相談に対応できるよう努めます。</li> <li>●子育ての不安感や孤立感を感じている保護者に対して、それぞれに応じた指導と教育相談を実施するとともに、子育ての良さや悩み等について情報提供の充実に努めます。</li> </ul>

2 情報提供体制の充実		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町広報やホームページ等の様々な媒体を通じ、子育てや子育て支援についての情報を提供します。</li> <li>●町のホームページ内の子育てネットにおける、子育て支援やイベント情報等の発信を行います。</li> <li>●SMS(ショートメッセージサービス)により、子育て支援のための情報を発信します。</li> <li>●母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問時、乳幼児健診時等の機会を活用し、子育てや子育て支援についてチラシ等を用いてわかりやすく情報を提供します。</li> </ul>	
3 要保護児童対策地域協議会の運営		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別ケース会議など関係機関との連携を図ります。</li> </ul>	
4 巡回相談の実施		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害がい児等の教育支援相談との連携を図り、経過観察児等への現地観察や情報共有を実施します。</li> </ul>	

## 基本目標4 教育・保育と子育て支援の充実

### 1 教育・保育環境の充実

田原本町では、子育て世帯の社会増が続く中、待機児童の解消には至らなかったため、待機児童対策として、第2期計画に引き続き、受け皿の整備として、令和5年2月に100人規模の認可保育所、令和6年4月に小規模保育所を開設したほか、町独自の保育士確保策を実施してきました。

しかし、保育所の整備により、新たな保育ニーズの掘り起こしとなり、待機児童解消までには至っていないため、今後も引き続き待機児童対策を推進する必要がある、保育士不足等の諸問題に対しても対策の検討が必要です。

また、医療的ケア児など保護者の多様なニーズに対応できる教育・保育提供体制の確保が求められます。田原本町では、幼少期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎であることに留意し、「幼児期の終わりまでに育てたい10の力」を各幼稚園で明示し、その実現に向けた就学前教育の推進を行うなど、小学校への円滑な接続を図っています。小中学校では、プログラミング教育への対応とともに外国語教育、道徳教育及びキャリア教育等の充実に努めています。さらに、県の教科等研究会や県教育委員会による教育研究推進事業への参画等を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を図り、学校教育における質の高い学びの実現を目指しています。

今後も田原本町において、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育て「生きる力」を育む取組を実施することが重要です。

#### 1 教育・保育の提供体制の確保 [こども未来課] [教育総務課]

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要となる教育・保育の量の確保に努め、保護者のニーズに合わせた柔軟な対応に努めます。</li> <li>●休日保育など多様化する保育ニーズへの対応を検討します。</li> <li>●保育園の定員増などに取り組むため、保育人材確保に向けた取組を実施していますが、待機児童の解消に至っていません。本町の課題、保育ニーズの動向をよく精査し、今後も待機児童対策に努めます。</li> </ul>
-------	---

#### 2 子どもたちが自ら未来を切り拓く「生きる力」の育成 [教育総務課]

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を図るとともに、体験的な学習を通じて、自ら課題を見つけ解決する問題解決能力の育成を図る教育を推進します。</li> <li>●道徳教育や体験的な学習の充実を通じて、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育を推進します。</li> <li>●生涯にわたって健康で安心・安全な生活を送ることができるよう、運動に親しみ、体力向上を図り、健康な食生活を送るための教育を推進します。</li> <li>●家庭や地域、保育園との連携のもと、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど「生きる力」の基礎的な資質・能力を培うための就学前教育を推進します。</li> <li>●教員の質的向上を図るための研修の充実に努めます。</li> </ul>
-------	---

3 子どもたちの豊かな心の育成 [教育総務課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活指導や生徒指導を通じて、他者を思いやる心、社会貢献の精神、生命を大切にしたい人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公平さを重んじる心、自立心や責任感等を養い、豊かな人間性を育む教育を推進します。</li> </ul>
4 新たな教育・保育事業の受け入れの推進 [こども未来課]	
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年度から開始したファミリー・サポート・センター事業は、会員が100名を超えており、地域での相互援助活動が進んでいますが、定期利用者が一定数おり、援助会員が不足しています。今後支え手となる援助会員を増やす仕組みづくりが必要です。</li> <li>●新たな事業の参入が円滑に進むよう、必要に応じて相談への対応、助言、調整等を行います。</li> </ul>

## 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子育て家庭が抱える状況が多様化する中、一時預かりのニーズは全国的にも増加の傾向がみられます。なかでも田原本町は、一時預かりの利用の際に理由を問わないこともあり、増加の傾向が強くみられています。

保護者にとって、一時預かりの場があることは心のゆとりを持つためにも重要であるため、今後も一時預かりをはじめとする預かりの場の充実が重要です。

令和6年4月には、田原本駅前ビルに土日祝日利用可能な一時預かり事業を整備しました。

また、学童保育に関しても、対象学年の拡大、開所時間の延長等、受け入れ環境の整備を行っており、希望者に対しサッカー教室を実施するなど、内容の充実も図っています。また、令和3年度より民間の学童保育所が開所しました。しかし、保育ニーズの高まりとともに、学童ニーズも高まっており、年度始めや、長期休業中の利用時には、受入れが厳しい状況となっており、今後さらに増加する傾向がみられ、学童保育の利用を希望する保護者も増加することが見込まれるため、今後も引き続き、保護者のニーズに合わせた対応が必要になると考えられます。

はぴすまひろば、子育てひろばとてをはじめとする拠点事業の整備や、令和6年の9月にはこども家庭センターを役場内に設置等、子育てを支援するための場所の整備や相談支援体制が整いました。

ヒアリングにおいても、町内の子育て施設の整備が進められてきている、という意見も出ており、今後も継続した子育て支援の充実が重要です。

<b>1 一時預かり事業の充実</b>		[こども未来課] [教育総務課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者が必要とする一時預かり事業の確保に努め、利用者のニーズに応じた事業の提供に努めます。</li> <li>●利用者ニーズの増加に応じるため、令和6年4月より、田原本駅前ビルの小規模保育所において、土日祝日利用可能な一時預かり事業を開始しました。今後も各事業・サービスの充実・拡充を図り、適切な利用施設の確保に努めていきます。</li> </ul>	
<b>2 放課後児童対策事業の充実</b>		[こども未来課] [生涯教育課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後や学校の長期休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的に、保育内容の充実や受け入れ態勢の確保等を含めた環境整備の推進に取り組めます。</li> <li>●文化、スポーツ、学習支援等の活動を行う放課後子ども教室の充実を図ります。また、放課後児童クラブと連携した校内交流型の実施に向けた検討を推進します。</li> <li>●令和11年4月に田原本小学校、北小学校、東小学校の3校が1校に統合される事に伴い、学童保育所も統合され新小学校に整備します。</li> </ul>	
<b>3 地域子育て支援拠点事業の充実</b>		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内の地域子育て支援拠点、子育てひろばとて、はびすまひろばと出張ひろばにおいて、子育て親子の交流の促進や、子育ての不安に対する相談・指導等、子育て支援の充実を図り、それぞれの場所が子育て支援の拠点となるよう、実施事業の拡充を図ります。</li> <li>●多様な子育て支援ニーズに対応するため、親が自然に交流できるような仕組みづくりや、育児ストレスを抱える親をサポートすることにより、児童虐待等を未然に防ぎます。</li> </ul>	
<b>4 利用者支援事業の推進</b>		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育・保育の各事業や地域子ども・子育て支援事業の各サービスが円滑に利用できるよう、情報の提供や関係機関との調整を行います。</li> <li>●令和6年9月より保健センターを移転することにより、役場内に、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉を一体的に実施できる体制を整備しました。</li> </ul>	
<b>5 子育てを支援する人材への支援や育成</b>		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内の私立保育所等に勤務する保育士への補助を実施し、地域において子育てを支援する人材の確保に努めます。</li> <li>●子育て支援員研修等の制度紹介を実施し、町内における子育て人材の育成を図ります。</li> <li>●令和3年度よりファミリー・サポート・センター事業を開始し、子育て世帯への支援に理解のある住民の援助会員を養成することで、住民同士の相互援助活動により、狭間の支援が可能となりました。</li> </ul>	

6 経済的支援の充実		[こども未来課] [保険医療課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年10月から対象を拡大して支給する児童手当制度や子ども医療費の助成等、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るための制度の周知を行います。</li> <li>●保育所の保育料について、ひとり親家庭や障がいのある方の世帯に減免制度の周知を行います。</li> <li>●学童保育の保育料の減免制度の周知を行います。</li> <li>●第2子の保育料の無償化を引き続き実施します。</li> <li>●18歳に達した最初の年度末までの医療費助成を現物給付で行います。</li> <li>●児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学援助費支給制度、特別支援教育就学奨励費支給制度の周知を行います。</li> </ul>	
7 病児保育事業の推進		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病児保育については、町外2市と契約を締結し、利用できるようになっています。また、病後児は、町内1園にて実施しており、町内すべての園で体調不良型として利用できます。</li> <li>●病児保育提供施設の利用促進に取り組むとともに、より利用しやすい提供体制の充実を図っていきます。</li> </ul>	
8 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施		[こども未来課]
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を開始します。</li> </ul>	



## 第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制



# 1 子どもの人口推計

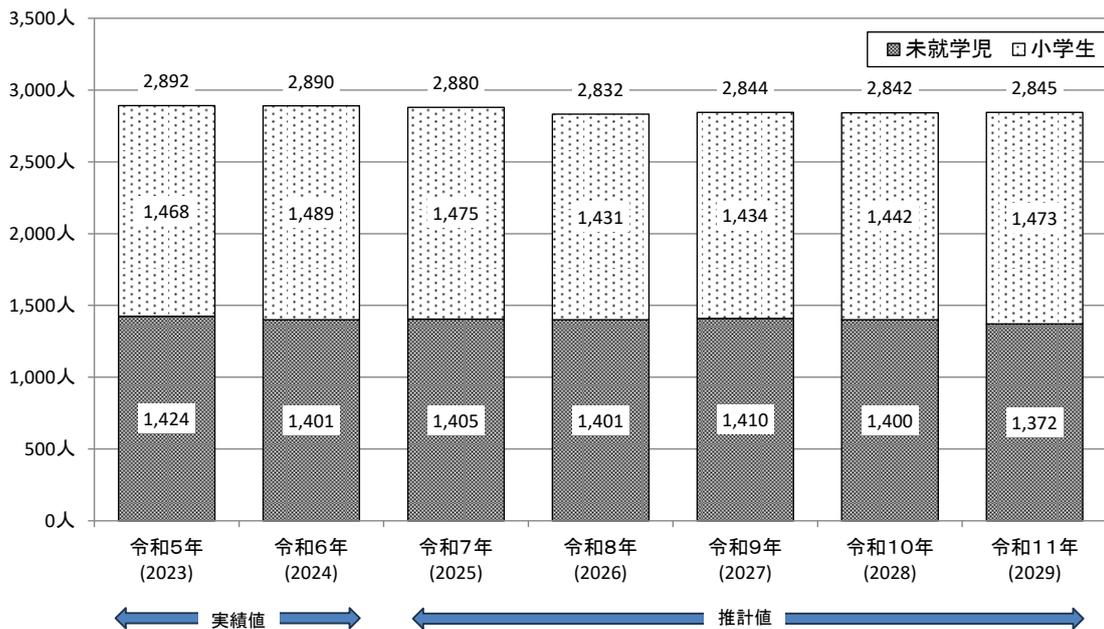
子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

## 【推計方法】

- ◇令和2年から令和6年の住民基本台帳(各年4月1日)における性別・年齢 1 歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。
- ◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。
- ※推計に使用した女性子ども比:令和2年から令和6年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性子ども比として算出。

町全体の未就学児は、令和6年の1,401人から緩やかに減少し、令和11年には1,372人となる見通しです。

また、小学生人口は、令和6年の1,489人からほぼ横ばいで推移し、令和11年には1,473人となる見通しです。



(単位:人)

	実績値		推計値				
	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
未就学児	1,424	1,401	1,405	1,401	1,410	1,400	1,372
0歳	237	213	215	213	212	210	208
1歳	230	245	223	225	223	222	220
2歳	223	244	260	237	239	237	236
3歳	244	227	244	260	237	239	237
4歳	232	240	226	243	259	236	238
5歳	258	232	237	223	240	256	233
小学生	1,468	1,489	1,475	1,431	1,434	1,442	1,473
6歳(小1)	223	261	234	239	225	242	258
7歳(小2)	234	227	261	234	239	225	242
8歳(小3)	222	236	228	262	235	240	226
9歳(小4)	287	224	237	229	263	236	241
10歳(小5)	252	287	226	239	231	266	238
11歳(小6)	250	254	289	228	241	233	268
中学生	815	785	769	798	776	763	706
12歳(中1)	260	251	254	289	228	241	233
13歳(中2)	272	262	253	256	292	230	243
14歳(中3)	283	272	262	253	256	292	230
15歳	268	283	272	262	253	256	292
16歳	289	274	285	274	264	255	258
17歳	283	290	275	286	275	265	256

資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本計画において、教育・保育事業及び地域子育て支援各事業の提供体制と実施時期を定めるにあたり、その単位となる事業区域は、田原本町の地理的条件、人口、交通事情等を勘案し、田原本町全体を単一区域と設定します。

### 3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

#### (1) 教育事業の量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		人	220	226	229	227	220
内訳	1号認定		220	226	229	227	220
	2号認定(教育ニーズ)		0	0	0	0	0
確保の内容②			795	795	795	795	795
内訳	特定教育・保育施設		795	795	795	795	795
	確認を受けない幼稚園		-	-	-	-	-
差異(②-①)		575	569	566	568	575	

#### 【提供体制・確保の方策】

1号認定児童および、2号認定のうち教育幼稚園等の利用を希望する児童への、教育事業の必要量に対する確保の方策としては、特定教育・保育施設としての町内各幼稚園、認定こども園含む5か所において提供量の確保を行います。

#### (2) 保育事業の量の見込みと確保方策

##### ■ 2号認定保育ニーズ

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)		人	444	456	462	459	445
町外利用(b)			10	10	10	10	10
町外からの利用込み(c)			10	10	10	10	10
(a)-(b)+(c)①			444	456	462	459	445
確保の内容②			444	444	454	464	474
内訳	特定教育・保育施設		419	419	429	439	449
	幼稚園+預かり保育	25	25	25	25	25	
差異(②-①)		0	-12	-8	5	29	

■3号認定保育ニーズ

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
内 訳	量の見込み(a)		310	298	298	296	294
	0歳児		43	43	42	42	42
	1歳児		123	124	124	123	122
	2歳児		144	131	132	131	130
町外利用見込(b)			15	15	15	15	15
町外からの利用見込(c)			5	5	5	5	5
(a)-(b)+(c) ①			300	288	288	286	284
確保の内容②			295	314	314	314	314
内 訳	0歳児		63	63	63	63	63
		特定教育・保育施設	45	45	45	45	45
		特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
		企業主導型保育施設					
		認可外保育施設	1	1	1	1	1
	1歳児		97	106	106	106	106
		特定教育・保育施設	78	78	78	78	78
		特定地域型保育事業	19	28	28	28	28
		企業主導型保育施設					
		認可外保育施設					
	2歳児		135	145	145	145	145
		特定教育・保育施設	112	112	112	112	112
		特定地域型保育事業	21	31	31	31	31
		企業主導型保育施設	1	1	1	1	1
		認可外保育施設	1	1	1	1	1
	差異(②-①)			-5	26	26	28

【提供体制・確保の方策】

2号認定児童及び、3号認定児童の保育事業の必要量に対する確保の方策としては、特定教育・保育施設としての町内各保育園認定こども園含む6か所と、地域特定型保育事業小規模保育事業所等3か所において提供量の確保を行います。

また、保育士確保に加え、保育環境の改善を図りつつ、待機児童の解消に向けた検討を行います。

## (3)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労状況に関係なく、月一定時間まで保育所等に子どもを預けることで、保育所等に通園していない子どもの育ちを支援する新しい通園制度です。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
内 訳	量の見込み①	人日	25	24	24	24	24	
	0歳児		10	10	10	10	10	
	1歳児		7	7	7	7	7	
	2歳児		8	7	7	7	7	
内 訳	確保の内容②		0	24	24	24	24	
	0歳児		0	10	10	10	10	
	1歳児		0	7	7	7	7	
	2歳児		0	7	7	7	7	
差異(②-①)				-25	0	0	0	0
内 訳	0歳児			-10	0	0	0	0
	1歳児			-7	0	0	0	0
	2歳児			-8	0	0	0	0

## 【提供体制・確保の方策】

令和8年度から全国的にスタートし、本町においても令和8年度から実施の予定です。本町では実施に向けて、令和7年度中に準備をします。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。量の見込みの推計については、より地域の実情を反映した推計とするため、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

### (1) 時間外保育事業(保育所延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	348	348	350	348	349
確保の内容②		348	348	350	348	349
差異(②-①)		0	0	0	0	0

#### 【提供体制・確保の方策】

時間外保育事業延長保育の必要量に対する確保の方策としては、町内の7つの私立保育施設で実施している時間外保育事業延長保育の充実により、確保に努めます。

### (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ／学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	359	357	351	352	361
1年生		102	104	98	105	112
2年生		94	84	86	81	87
3年生		73	84	75	77	72
4年生		50	49	56	50	51
5年生		19	20	19	22	20
6年生		21	16	17	17	19
確保の内容②		380	380	380	380	380
差異(②-①)		21	23	29	28	19

**【提供体制・確保の方策】**

放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ／学童保育の必要量に対する確保の方策としては、町内の5か所の学童保育所において確保に努めます。

また、令和3年度に民間学童保育所を整備しました。各支援単位ごとの実利用人数に合わせた受入れを実施し、今後も増加する希望者に向けての受け皿の拡大及び多様化する利用者のニーズに応えていくために必要な検討を行います。

**(3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)**

子育て家庭が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助事業です。

**■ショートステイ**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	42	42	43	42	41
確保の内容②		42	42	43	42	41
差異(②-①)		0	0	0	0	0

**■トワイライトステイ**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
確保の内容②		5	5	5	5	5
差異(②-①)		5	5	5	5	5

**【提供体制・確保の方策】**

子育て短期支援事業の必要量に対する確保の方策としては、事業を委託している児童養護施設3施設及び乳児院2施設において確保に努めます。また、身近な受け入れ先として、町内の里親ショートを活用することで、きょうだいで利用など保護者の利用負担の軽減に努めます。

#### (4)地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
回数						
量の見込み①	人回	10,010	10,020	10,030	10,040	10,050
確保の内容②		10,010	10,020	10,030	10,040	10,050
差異(②-①)		0	0	0	0	0
箇所数						
量の見込み①	か所	3	3	3	3	3
確保の内容②		3	3	3	3	3
差異(②-①)		0	0	0	0	0

##### 【提供体制・確保の方策】

地域子育て支援拠点事業の必要量に対する確保の方策としては、町内の3か所の地域子育て支援拠点において確保に努めます。

#### (5)一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

##### ■幼稚園在園児対象の一時預かり

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	11,218	11,519	11,678	11,598	11,233
確保の内容②		11,218	11,519	11,678	11,598	11,233
差異(②-①)		0	0	0	0	0

##### ■幼稚園型以外の一時預かり

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	2,994	2,985	3,004	2,983	2,923
確保の内容②		2,994	2,985	3,004	2,983	2,923
差異(②-①)		0	0	0	0	0

## 【提供体制・確保の方策】

幼稚園の在園児を対象とする一時預かり事業の必要量に対する確保の方策としては、町外園とも委託契約を締結し、多角的に方策の検討を行い、必要量の確保に努めます。

幼稚園型以外の一時預かり事業については、現在、町内の4つの私立保育所と地域子育て支援拠点において実施している一時保育事業の充実により、確保に努めます。

また、増加する利用者ニーズに応えていくため、新たな一時預かり事業の検討を行っていきます。

## (6)病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	2,064	2,058	2,071	2,057	2,016
確保の内容②		2,070	2,064	2,077	2,063	2,022
病児保育事業		2,070	2,064	2,077	2,063	2,022
病児・病後児対応型		6	6	6	6	6
体調不良児対応型		2,064	2,058	2,071	2,057	2,016
非施設型(訪問型)		0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応)		0	0	0	0	0
差異(②-①)		6	6	6	6	6

## 【提供体制・確保の方策】

病児保育事業の必要量に対する確保の方策としては、病児型については大和高田市、香芝市との協定により利用施設の確保に努め、病後児対応型と体調不良児対応型については、町内の5つの私立保育所において確保に努めます。

また、より利用しやすい提供施設の確保を検討していきます。

### (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	540	543	546	549	552
確保の内容②		540	543	546	549	552
差異(②-①)		0	0	0	0	0

#### 【提供体制・確保の方策】

ファミリー・サポート・センター事業については、登録会員及び、支援実施回数も増えている。利用希望者に対して安定して援助できる体制を整える為、更なる援助会員の確保に努めます。

### (8)利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	か所	1	1	1	1	1
確保の内容②		1	2	2	2	2
基本型						
地域子育て相談機関		0	1	1	1	1
特定型						
こども家庭センター型		1	1	1	1	1

#### 【提供体制・確保の方策】

利用者支援事業の確保の方策としては、町内1か所のこども家庭センター型利用者支援事業の充実・拡充によって確保に努めます。また、身近な相談機関として、子育て相談機関を整備します。

## (9)妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	回	604	604	604	604	604
確保の内容②		604	604	604	604	604
こども家庭センター		604	604	604	604	604
差異(②-①)		0	0	0	0	0

### 【提供体制・確保の方策】

こども家庭センターにおいて、すべての妊婦及び産婦等への身体・精神的ケア及び支援を実施し、その後も子育て世帯、子どもへの相談支援体制を整え、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組みます。

## (10)妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	316	313	311	308	305
確保の内容②		316	313	311	308	305
差異(②-①)		0	0	0	0	0

### 【提供体制・確保の方策】

妊婦健康診査事業の必要量に対する確保の方策としては、現在実施中の同事業において確保に努めます。

### (11)産後ケア事業

産後ケアを必要とする人を対象に、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	90	95	100	105	110
確保の内容②		90	95	100	105	110
差異(②-①)		0	0	0	0	0

#### 【提供体制・確保の方策】

産後ケアを利用する産婦が増えており、提供できる事業者も増えている。すべての人が安心して子育てができるよう整備に努めます。

### (12)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	206	204	203	201	199
事業実施予定		有	有	有	有	有

#### 【提供体制・確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業の必要量に対する確保の方策としては、現在実施中の同事業において確保に努めます。

### (13)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	25	25	25	25	25
事業実施予定		有	有	有	有	有

**【提供体制・確保の方策】**

養育支援訪問事業の必要量に対する確保の方策としては、現在実施中の同事業において確保に努めます。

**(14)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

要保護児童対策地域協議会子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

現在実施中の同事業を継続して実施します。

**(15)子育て世帯訪問支援事業**

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	30	30	30	30	30
確保の内容②		30	30	30	30	30
差異(②-①)		0	0	0	0	0

**【提供体制・確保の方策】**

妊娠期及び産後1歳までの乳児がいる家庭については、産後ドゥーラによる育児支援ヘルパー派遣事業で実施している。ヤングケアラー等がいる家庭についても、提供できるよう整備します。

**(16)児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	20	20	20	20	20
確保の内容②		0	0	0	0	0
差異(②-①)		-20	-20	-20	-20	-20

**【提供体制・確保の方策】**

児童育成支援拠点事業を実施できるよう、運営事業者の確保に努めるとともに、多様なこどもの居場所づくりへの取組の推進に努めます。

**(17)親子関係形成支援事業**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	10	10	10	10	10
確保の内容②		10	10	10	10	10
差異(②-①)		0	0	0	0	0

**【提供体制・確保の方策】**

ゆったり子育て研修(ペアレントトレーニング)として、年度1クール(全7回)の教室として実施している。託児を実施することで、未就学の子どもを持つ保護者に利用してもらいやすいよう対応している。今後も引き続き実施していきます。

**(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などを一部補助し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

**(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成幼稚園特別支援教育経費や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

国の事業指針に基づいて支援方法等を検討し、実施に向けて調整を図ります。

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方

家庭や子どもの状況に応じた多様なニーズに対応できるよう0～5歳の園児がひとつの施設で過ごせる保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ、認定こども園の整備に向けて努めていきます。今後もすべての子どもに対する良質な成育環境の保障と、質の高い教育・保育事業の実施、内容の一層の向上を図ります。

### (2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

### (3) 幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な保幼小連携の取組の推進

乳幼児期から義務教育0歳～15歳を見通した保育・教育の充実を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園等・小学校・中学校での連携を強化し、町全体で子どもたちを育て、見守る取組を進めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。



## 第7章 計画の推進体制



## 1 庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり等、広範囲にわたっていることから、様々な部局と連携を図り、全庁的に施策を推進します。また、中央こども家庭相談センターや保健所、教育機関、警察等関係機関との連携も強化し、総合的な取組を進めます。

## 2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためには、計画の進行状況について定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。そのため、各年度において計画で定めた事業の確保量に対する実績を確認するとともに、各施策・事業の実施状況を把握・点検し、計画の確実な推進を目指します。

## 3 住民・地域との協働による推進

本計画の推進にあたっては、住民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、事業ごとに特性を考え、住民や地域と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配慮していきます。また、子どもに関わる民間団体や住民ボランティアと連携を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携を図りながら計画を推進します。

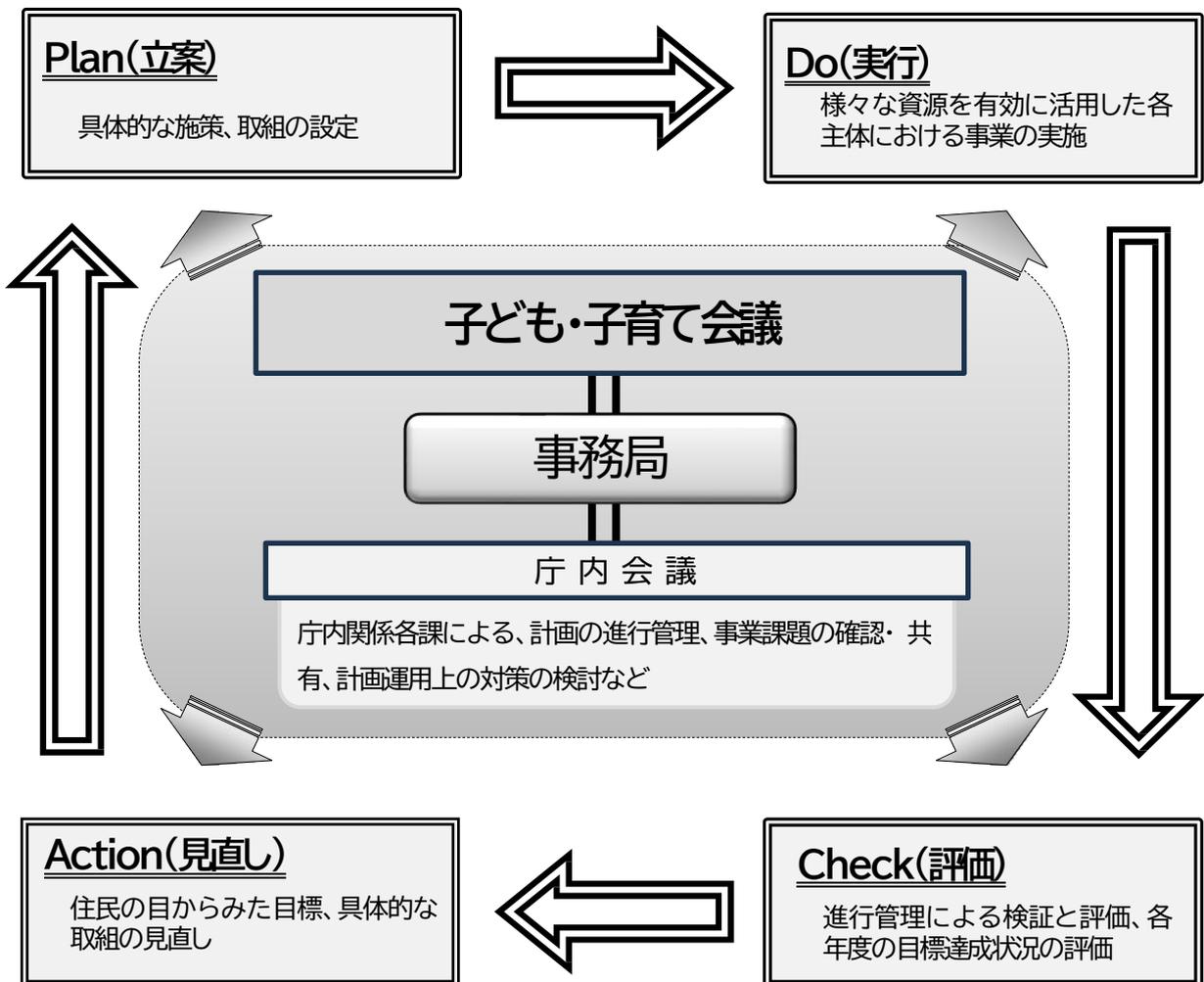
## 4 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況については、広報紙やホームページ等により、広く住民に周知するとともに、進捗状況を公表していきます。

## 5 進捗評価の仕組み

本計画は、子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が状況の変化に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。従って、計画自体をより実効性のあるもの、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



# 資料編



## 1. 計画の策定経過

実施時期・実施日	内容
令和5年12月21日	<p>■<b>令和5年度第1回田原本町子ども・子育て会議</b></p> <p>場 所:社会福祉協議会2階大会議室</p> <p>議 事:(1)待機児童対策について            (2)「第2期田原本町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて            (3)「田原本町子ども基本条例」について            (4)「第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画」の策定について</p> <p>その他:(1)母子保健と児童福祉の一体的運営について            (2)学校再配置について</p>
令和6年2月19日	<p>■<b>令和5年度第2回田原本町子ども・子育て会議</b></p> <p>場 所:社会福祉協議会2階大会議室</p> <p>議 事:(1)第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査票及び生活実態調査票の確定について</p>
令和6年3月	<p>■<b>ニーズ調査の実施</b></p> <p>『田原本町 子ども・子育て支援に関するアンケート調査』            町内の就学前児童の保護者に対し、子育てに係る状況やニーズについて調査を実施</p>
令和6年3月	<p>■<b>生活状況アンケート</b></p> <p>『田原本町 子どもの生活状況アンケート』            町内の小学5年生と中学2年生、その保護者に対し、日ごろの生活状況や経済状況等について調査を実施</p>
令和6年8月27日	<p>■<b>令和6年度第1回田原本町子ども・子育て会議</b></p> <p>場 所:田原本町役場1階 保健センター</p> <p>議 事:(1)第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画策定のアンケート結果報告と計画構成案について            (2)令和6年度の新規事業について</p>
令和6年11月20日	<p>■<b>令和6年度第2回田原本町子ども・子育て会議</b></p> <p>場 所:田原本町役場1階 保健センター</p> <p>議 事:(1)第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について(事業量見込と確保策の案)</p>
令和7年1月15日～ 2月14日	<p>■<b>パブリックコメントの実施</b></p> <p>住民の皆様 から計画に対するご意見をいただくため、パブリックコメントを実施</p>
令和7年3月25日	<p>■<b>令和6年度第2回田原本町子ども・子育て会議</b></p> <p>場 所:田原本町役場1階 保健センター</p> <p>議 事:(1)第3期田原本町子ども・子育て支援事業計画案について</p>

## 2. 田原本町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 10 日

条例第 18 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、田原本町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 72 条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 13 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附則(令和4年3月18日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月20日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 3. 田原本町子ども・子育て会議 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
子どもの保護者	保育園保護者代表	北浦 有策	令和5年度第1～2回
		多田 幸平	令和6年度第1～3回
	幼稚園保護者代表	前口 由紀	令和5年度第1～2回
		吉川 未佳	令和6年度第1～3回
	PTA連合会	山中 恵美代	令和5年度第1～2回
		北田 あゆ美	令和6年度第1～3回
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育園代表	橋本 晴夫	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
	幼稚園園長代表	金井 文子	令和5年度第1～2回
		櫻井 直子	令和6年度第1～3回
	子ども・子育て支援事業実施者の代表	藤本 勇樹	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
子ども・子育て支援に関し、学識経験を有する者	元東大阪大学・短期大学教授	上田 庄一	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
	田原本町医師会代表	野並 京子	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
公募町民	町民の代表	北野 眞佐枝	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
町長が必要と認める者	町議会厚生建設委員会 委員長	杉岡 雅司	令和5年度第1～2回 令和6年度第1回
		藤井 誠人	令和6年度第2～3回
	小学校長の代表	仲川 延也	令和5年度第1～2回
		山野 光太郎	令和6年度第1～3回
	中学校長の代表	大村 泰弘	令和5年度第1～2回 令和6年度第1～3回
	健康福祉部長	工藤 華代	令和5年度第1～2回
		吉田 志保	令和6年度第1～3回

※◎は委員長、○は副委員長

## 第3期 田原本町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

田原本町 健康福祉部 こども未来課

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

TEL:0744-32-2901

FAX:0744-32-2977

